

「AI事業者ガイドライン案」に対する ご意見及びその考え方

総務省
経済産業省

「AI事業者ガイドライン案」に対する意見募集の結果

1. 実施期間

令和6年1月20日（土）～2月19日（月） 31日間

2. 意見提出者

※法人・団体と事務局で判断できるもの以外のご意見は個人としてカウントしておりますので、ご了承ください。

（1）法人・団体：441件(47法人・団体) (下記、50音順) （2）個人：3506件

アジアインターネット日本連盟(AICJ)、インタークリサーチ(株)、AIガバナンス協会(AIGA)、AIについて学ぶ学生の会、エムオーテックス(株)、オンライン海賊版対策に従事している弁護士の会、(一社)金融データ活用推進協会、クリエイターとAIの未来を考える会、Google(同)、SAS Institute Japan(株)、(株)CBCテレビ、(一社)新経済連盟、(株)新潮社、(株)ジール、Stripe Japan(株)、(有)スピーコム、(公社)全国消費生活相談員協会、全米商工会議所、ソフトバンク(株)、(株)七夕研究所、中部日本放送(株)、(株)調和技研、(一社)デジタル出版者連盟、(一社)電子情報技術産業協会(JEITA)、(一社)日本アニメフィルム文化連盟(NAFCA)、(一社)日本経済団体連合会、(株)日本国際映画著作権協会、(一社)日本雑誌協会、(一社)日本知的財産協会、(一社)日本ディープラーニング協会(JDLA)、日本デジタルヘルス・アライアンス(JaDHA)、(一社)日本美術著作権連合、日本マイクロソフト(株)、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本レコード協会、BSA | The Software Alliance、BIPROGY(株)、富士通(株)、部落解放同盟大阪府連合会、プロトタイプ政策研究所、三菱電機(株)、ユニバーサルミュージック(同)、LINEヤフー(株)、レゾネイト法律事務所、LocationMind(株)、Workday, Inc.、(株)WOWOW

「AI事業者ガイドライン案」に対する意見募集の結果

3. 主なご意見

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見

分類
①本編、別添はじめに
②本編1部、別添1
③本編2部A-C
④本編2部D
⑤本編2部E、別添2
⑥本編3部、別添3
⑦本編4部、別添4
⑧本編5部、別添5
⑨ガイドラインその他

B. A以外で多く寄せられたご意見

分類
①規制関係(著作権、知的財産権、違法データ等)
②普及・促進に関するご意見
③その他のご意見

A. ガイドライン案の内容に 直接関係するご意見とその考え方

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

①本編、別添はじめに

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>データ提供者について</p> <p>・本編P.4にて「インターネット等の公開情報等から当該データを入手することも可能である。」と書かれており、著作権法30条の4の権利制限規定では開発・情報解析に限定されており享受を目的とする場合は同法の対象外となっているにもかかわらず、第2部B原則において「AIシステム・サービスの開発・提供・利用を通じて最大限の便益を享受することが期待される。」との記載があるため、享受目的でデータを入手する際は著作権者の許諾を得なければならない旨を必ず明記するべき。</p> <p>・画像生成AIの問題はデータ提供者や著作者が適切に守られていないせいで起きている。人間中心と謳うならAIを使う側だけでなく使われる側のプライバシーや権利を守る説明がされるべき。</p> <p>・データ提供者となる事業者が一般的に対象外である理由は記載されていない。例えば、AI利用者がデータ提供者となる場合の留意点等、今後の継続的な検討を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【ジール】【三菱電機】【個人】</p>	<p>ご意見を踏まえ本編p4を「データを提供する特定の法人及び個人(以下、「データ提供者」という)も同様に本ガイドラインの対象には含まない。データ収集は色々な方法が考えられる中で、本ガイドラインではデータの提供を受ける者・データを入手する者にあたるAIの開発・提供・利用を担う者がデータを取り扱う際の責任を負う形で記載する。」と修正いたします。</p> <p>今後の改訂の中で、データ提供者に関する記載を反映するかは継続して検討いたします。</p>
<p>主体の定義との整合</p> <p>昨年のデジタル大臣会合や広島AIプロセス等の国際的な枠組みで用いられているカテゴリー(developers, deployers, and users)とは、実態上の整理が異なるものと理解している。(例:当ガイドラインのAI利用者には、国際的な整理におけるいわゆるdeployersが含まれている。また、「業務外利用者」という外延の不明確なカテゴリーが存在している)AIルールの国際的なアライメントが進んでいく場合、日本だけ独自の類型化を構築していくことは不要の混乱を招く恐れがある。したがって、今後適切なタイミングで、国際的な整合性確保の観点での見直しを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】【AIGA】【Google】【全米商工会議所】【JDLA】【BIPROGY】【LINEヤフー】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

①本編、別添はじめに

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>マルチステークホルダーでの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マルチステークホルダーの関与の下で、Living Documentとして適宜、更新を行う」とあるが、本GLが示す指針等の内容は関係事業者に影響があるため、更新内容を踏まえ、適宜、更新前に関係事業者の意見を幅広く聴取する機会を設けてほしい。 ・マルチステークホルダー性について、P.3で、「本ガイドラインは、政府が単独で主導するのではなく、教育・研究機関、一般消費者を含む市民社会、民間企業等で構成されるマルチステークホルダーで検討を重ねることで、実効性・正当性を重視したものとして策定されている」と記載されているが、そのような策定の具体的な経緯を開示すべき。 <p style="text-align: right;">【AICJ】【AIGA】【(一社)新経済連盟】【Stripe Japan】 【日本国際映画著作権協会】【プロトタイプ政策研究所】【レゾネイト法律事務所】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>リスクベースアプローチの記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“「リスクベースアプローチ」を採用”や”考慮すべきリスクや対応策を記載”というよりも、”リスクベースアプローチによって達成するゴールを中心に記載”といった表現が適切。 ・「高度なAIシステム」と「AIシステム」一般の間の区分と、「リスクベースアプローチ」において考慮すべきAIシステムごとのリスク度との関係性を明確にすることが望ましい。 ・本ガイドラインでいうリスクベースアプローチとは、その実質としては、こうしたメリットとのバランスも踏まえた、比例的なアプローチないしバランスアプローチと呼ぶべきものであることを明確化しておく必要がある。 ・付録の「AIのリスク」セクションにリスクの例が挙げられていますが、ガイドライン案ではAIの高リスクと低リスクの用途が明確に区別されていない。 <p style="text-align: right;">【AIGA】【(一社)金融データ活用推進協会】【JEITA】【Stripe Japan】 【日本マイクロソフト】【BSA The Software Alliance】【三菱電機】【Workday】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。また、ご意見を踏まえ、本編図2の文章を「<u>リスクベースアプローチ</u>」にもとづいて、<u>企業における対策の方向を記載</u>」に修正いたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

①本編、別添はじめに

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>業務外利用者の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 「場合によっては損失を被る者(以下、あわせて「業務外利用者」という)については、本ガイドラインの対象には含まれない。」と書かれているが、AIの開発・提供・利用についてのガイドラインにおいて損失を被る者(が対象に含まれていない事自体がすでに異常であると感じる。)になりうる業務外利用者もガイドラインの対象とすべき。 本ガイドラインにおける対象事業者による透明性確保の取組みとは別途の形で、一般消費者等のステークホルダーに対する広報啓発活動を実施することも重要である。 <p style="text-align: right;">【(一社)新経済連盟】【調和技研】【個人】</p>	<p>本ガイドラインは事業者向けのため対象に含んでおりません。また、ご意見を踏まえ本編p4を「事業活動以外でAIを利用する者又はAIを直接事業で利用せずにAIシステム・サービスの便益を享受する、場合によっては損失を被る者(以下、あわせて「業務外利用者」という)については、本ガイドラインの対象には含まれない。ただし、事業活動においてAIの開発・提供・利用を担う者から業務外利用者への必要な対応は記載する。」と修正いたします。</p>
<p>責任者明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは、各AI主体の役割の基本的な責任範囲をより明確にし、次の内容を示すことを勧める。 <p>AI開発者: 高度なAIモデルの開発、トレーニング、可用性、アクセスにおける安全性、セキュリティ、信頼性の確保に責任を持つ。</p> <p>AIプロバイダー: AIの価値に適したシナリオでAIが実装されていることを確認するために、安全、安心、信頼できる高度なAIシステム、ガードレール、およびリスク評価プロセスを商用化する責任を持つ。</p> <p>また、「他方で、事業活動以外でAIを利用する者又はAIを直接事業で利用せずにAIシステム・サービスの便益を享受する、場合によっては損失を被る者については、本ガイドラインの対象には含まれない。」については、その意味やこのカテゴリーに分類される主体が明確ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任分担への実行可能なアプローチは、今後の取り組みの成功に不可欠 <p style="text-align: right;">【SAS Institute Japan】【全米商工会議所】【日本マイクロソフト】【Workday】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

①本編、別添はじめに

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>海外との相互運用性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的に整合したコンセンサスに基づくAI標準を策定していく作業を加速させることが極めて重要です。その意味で、日本における国内ガイドラインと国際的な基準との整合性を確保することが重要。 ・各国の政策・規制の差を埋める国際標準の策定に積極的に関与するなど、相互運用性確保に向けた連携を各国と進めてほしい。 <p style="text-align: right;">【AICJ】【Google】【日本マイクロソフト】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。別添9「海外ガイドライン等の参考先」にて本ガイドラインと海外のガイドライン等との対応関係も整理しております。海外動向についても留意し、今後必要に応じてガイドラインの更新を検討いたします。</p>
<p>ソフトローと用いる語句の整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての事業者に対し、「人間社会をよりよいものへと発展させるためにAIを活用する責務がある」とまで宣言するのは、行き過ぎた表現ではないか。 ・「AI事業者ガイドライン案」(以下「本GL」)は法的拘束力のない文書であることを現状の案文以上に強調した上で、事業者に対してどの程度の期待感で各条項を示しているのかを明確化することが望ましい。 ・今回のガイドラインがあくまで非拘束的なソフトローであり、また、各主体の資源制約を考慮しながら自主的に進めることが重要である、という前提に立てば、関連する主な提言事項の箇所には、「合理的な範囲で」「必要に応じて」などの文言を追記することが適当。 ・本ガイドライン案はソフトローであることを鑑み、例えば、「すべき」ではなく、「することが重要である」又は「することが期待される」や、「取り組むべきこと」ではなく「取り組みうこと」等といった記載が適切と考える。 <p style="text-align: right;">【AICJ】【AIGA】【七夕研究所】【JEITA】【プロトタイプ政策研究所】【レゾネイト法律事務所】</p>	<p>ご意見を踏まえ、本編P.4の「人間社会をよりよいものへと発展させるためにAIを活用する責務があることを認識すべきである。」の表現を「AIが社会にもたらす影響の大きさを認識し、人間社会をよりよいものへと発展させるために活用することを意識すべきである。」と修正いたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

①本編、別添はじめに

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>主体分け、バリューチェーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的規模の小さなAIサービスでも、大きな社会的影響を与えるというAIの技術及び事業の特性を踏まえれば、様々な事業活動においてAIの開発・提供・利用を担う全ての者を対象とすることに賛同する。 ・より趣旨を明確化するため、「AIガバナンスにおいてリスクベースアプローチを採用し、AIに関するリスクが、その主体の規模に関わらずバリューチェーン上のあらゆる主体から生じうることを踏まえ、AIの開発・提供・利用を担う全ての者」を対象としている、と明確化することが適当と考えられる。 ・AIガバナンスにおいて、バリューチェーン全体の全体最適でのリスク低減が推奨されているが、異なる事業者が関与するバリューチェーン全体のリスク最適化は、個別事業者のリスク最適化とは一致しないことが考えられ、全体最適のための仕組み・インセンティブが示されることが望ましい。 <p>【AICJ】【SAS Institute Japan】【(一社)金融データ活用推進協会】【Google】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>記載事項全ての実施を求めるわけではない旨の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添で記載されている事例はガイドライン(案)本編に示された基本的な理念、原則、指針、行動規範を達成するための手段の一例であって全てではないことを明示する方がよい。 ・別添全体の性格と整合性を取るため、「また、事業者の事業運営形態も様々であることが想定されることから、この付属資料を"全て"記載とおりに実施することが求められているものではない。」の"全て"を削除することが適当。 <p>【Google】【(一社)新経済連盟】【BSA The Software Alliance】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

①本編、別添はじめに

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>リビングドキュメントとしての在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチステークホルダーからどのように意見を拾い上げていくのか、本ガイドライン（案）改訂の際拾い上げた意見をどのように反映させていくのかといった具体案が含まれていない。 ・更新に向けた具体的なスケジュール感や頻度等について、最低限の数値を定めて明記しておくべき。 ・AIを取りまく関連技術の進歩は早く、本ガイドラインについても継続的に更新が行われると理解している。AI利活用に資する知的財産制度及びその対応例の充実化について、付属資料も含めて検討してほしい。 ・更新内容を踏まえ、適宜、更新前に関係事業者の意見を幅広く聴取する適切な機会を設けてほしい。 <p style="text-align: center;">【JEITA】【(一社)日本知的財産協会】【プロトタイプ政策研究所】 【三菱電機】【レゾネイト法律事務所】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編P.7の「現地の法令やステークホルダーの期待に応じた対応をすべきである」を「現地の法令に対応すべきであり、またステークホルダーの要望に応じた対応が期待される。」と記載することが適切と考える。ステークホルダーの期待に応じた対応は、法令等の遵守とは異なり、事業者の判断に委ねられるものであるため。</p> <p style="text-align: center;">【JEITA】【(一社)日本経済団体連合会】</p>	<p>ご意見を踏まえ、「現地の法令に対応すべきであり、ステークホルダーの要望に応じた対応が期待される。」に修正いたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

①本編、別添はじめに

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4ページの本文の「ことへ留意」は「ことに留意」のほうがよい。 ・5ページの6行目「および」は「及び」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・7ページの本文の最下行の2行上「とりまとめた」と、18ページの2行目「取りまとめた」は、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・「ライフサイクル」が初出の箇所のため、「AI活用(ないしAIシステム)のライフサイクル」、等の記載明確化が望ましい。 <p style="text-align: right;">【三菱電機】【個人】</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載の修正・統一を行います。</p>
<p>・本編4ページ「学習用等」の等が何を指すかが不明確である。冒頭のスコープを示す箇所でもあるので、定義をすることが妥当である。関連では26頁では「学習用データ」とあるが、ここでは「等」は不要なのか。</p> <p>・8ページ脚注5は最新情報に基づいて情報を更新する必要がある。</p> <p>・また、単に補足するだけでなく、特に、米国ではAISIの設置を発表しており、こうしたアプローチとの共通点と差分を明示すべき。</p> <p>・全体：営業秘密を含む企業秘密の保護との両立が図れるべきである旨、付記すべきではないか。本ガイドラインには、AI事業者側の視点からの記述が欠けているためである（営業秘密への保護がなされることが明示されていないことがその証左である）。欧州データ法やAI法では、営業秘密への保護が前提となることが明文化されている。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。「学習用等」のデータは「学習及び利用に用いるデータ」とし、脚注6のAIセーフティ・インスティテュートについては本ガイドライン公開時の最新状況に基づき脚注の記載を修正しております。なお、本編「第2部C.共通の指針6)透明性③」にて、関連するステークホルダーへの情報提供を営業秘密を尊重して実施する旨を記載しております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

①本編、別添はじめに

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>該当箇所「AI事業者ガイドライン案」本編/第2部/P12/注釈7、P14/注釈12 ステークホルダー区分が注釈で明記されており理解が促進しますが、定義が2か所 あり冗長です。 また、ステークホールダーという語は本文で多用され、箇所によっては、図3.一般的な AI活用の流れにおける主体の対応以外の主体が想定され、読者にとって解釈が難し くなるため、一義となるよう表現を採用することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【BIPROGY】</p>	<p>脚注9はステークホルダー、脚注14は 関連するステークホルダーの定義を 記載しております。ご意見を踏まえ、 誤解を招かないように表記を修正い たします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」の「特に、生成AIに関して、知的財産権の侵害…等、これまでのAIではな かったような新たな社会的リスクが生じており、」という記述を、「特に、生成AIに関し て、生成されたアウトプットが知的財産権を侵害するリスク…等、これまでのAIではな かったような新たな社会的リスクが生じており、」に変更するのが適切と考える。 ・本編 /はじめに/p2/そのような背景の中、本ガイドラインは、AIの安全安心な活用が 促進されるよう、我が国におけるAIガバナンスの統一的な指針を示す/「安全安心な 活用」について、「安心安全な活用、開発、デプロイ、交流」への変更を提言します。こ の変更により、AIについての議論に関連する利害関係者のより広い範囲をカバーす ることができると思慮する。 <p style="text-align: right;">【SAS Institute Japan】【日本マイクロソフト】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・ 改訂の検討にあたり、参考とさせてい ただきます。</p>
<p>「P.7 図4直下の段落の4行目に「別添の関連個所を中心とした確認が重要となる。」と あるが、「別添の関連個所を中心とした確認が重要となる。」ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>国際的な定義との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本がOECDのAIの定義を採用することを推奨する。国際的に認知されたAIシステムの定義を用いることで、日本の政策の国際的な整合性が保たれ、本ガイドラインに関する議論や、その採用、遵守を促進することが可能になると考える。 ・現時点で確立された定義がないためISO/IEC22989/JIS X 22989と本ガイドラインで異なる定義が存在することは理解するが、将来的には同一の定義とすることが望ましい。 ・AIは「AIシステム」自体というのは、AIの定義が同義反復となっている。その下の定義のAIシステムを指す場合、「以下に定義するAIシステム」などとすることが望ましい。AIを明確に定義し、他の非AIテクノロジーがガイダンスに含まれないようにすることを提案する。 <p style="text-align: right;">【AIGA】【(一社)新経済連盟】【全米商工会議所】 【JEITA】【日本マイクロソフト】【BSA The Software Alliance】 【三菱電機】【Workday】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>高度なAIの定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針と行動規範の適用範囲を明確にすることを推奨する。ガイドライン案は、「高度なAIシステム」に適用されるとしていますが、「高度なAIシステム」の定義が記されていないため、「高度なAIシステム」が、危害のリスクが高い最も能力の高いモデルのみを包含と明記することを推奨する。 ・ChatGPTのような対話型生成AI以外に従来から存在する画像生成AIも含めてすべての生成AIが高度なAIシステムに包含されるか。「最先端の基盤モデル」及び「生成AIシステム」以外にどのようなものが「高度なAIシステム」に該当するのか。 <p style="text-align: right;">【AICJ】【AIGA】【エムオーテックス】【(一社)金融データ活用推進協会】【Google】【(一社)新経済連盟】 【JEITA】【日本マイクロソフト】【BSA The Software Alliance】【三菱電機】【LINEヤフー】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。広島AIプロセスでの定義を引用しており、生成AIシステムや今後出てくるであろう高度なAIも対象に含められるような定義としております。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編第1部冒頭文への指摘</p> <ul style="list-style-type: none">・「(AIは)1956年にダートマス会議で初めて使用された言葉である。」とあるが、用語が使われた最初のタイミングを特定することは不可能であろうし、チューリングテストはすでに1950年に提案されているなど実質的な議論も1956年以前に遡ることから、この箇所は削除することが望ましい。・エキスパートシステムが「元々はAIの一種とされていた」とあるが、今でもAIに分類する見解もあるので、この記述は不正確ともとれ、修正することが望ましい。 <p>ディープラーニングが登場してから機械学習ができるようになったとも読めてしまう可能性があるため、より丁寧な表現が望ましい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本編p9を「1956年にダートマス会議で初めて使用された言葉であるとされている」、「エキスパートシステムと呼ばれるものも、AIとみなす考えもある。」、「ディープラーニング等による(中略)が活用されるようになります」と修正いたします。</p>
<p>生成AIの記載への指摘</p> <p>「その結果、「予測」、「提案」、「決定」にとどまらず、全く新しい画像や文章を生成する「生成AI」が普及するようになり、注目を集めている。」 とあるが、生成AIが全く新しい画像や文章を生成するというのは事実と相違がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本編p9を「その結果、「予測」、「提案」、「決定」にとどまらず、画像、文章等を生成する「生成AI」が普及するようになり、注目を集めている。」に修正いたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>データ提供者の記載について</p> <ul style="list-style-type: none">・別添P.11図6. にて「管理不可能なデータ源」と「出所不明のデータ源」を同一に扱わず、「出所不明のデータ源」については安全性の観点から利用しない旨の記載をすべき。・「著作者の許可を得ていないデータ」「児童ポルノなど違法なデータ」は学習の利用を禁止するよう記載するべきである。その上でガイドラインでも「データ提供者」の項目について記載するべきである。・海賊版対策から全く目を背けているのが理不尽極まりない。管理不可能な大量のデータ源といえば、まず海賊版が相当するはず。	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>AIの定義について</p> <ul style="list-style-type: none">・P.9関連する用語のAIの定義にて、<学問分野>AIシステムのメカニズム及び適用の研究開発」を引用した理由について記載することを要望する。記載されている内容「<学問分野>AIシステムのメカニズム及び適用の研究開発」はAIの定義の参考としては適切ではないと思われるため。・AIモデルの例で示されているのが説明可能な線形モデルであり、予測不可能性や説明不可能性などのAIガバナンスの論点を示すものとしては適さないと思われる。よりAI固有のリスクとの関連の深い例と差し替えるなどの修正を行うことが望ましい。・映画産業による合法的な映像作品のツールとしての生成AIの使用と、それ以外の分野における、消費者の誤解を招き、誤った情報を与えるような生成AIの使用を、明確に区別すべきであると考えます。・とりあえずのAIの定義を本編第1部に入れ、広範なAIの分野のうち、このガイドラインでは対象外とするものはどれか明らかにすることも必要ではないか？	ご意見として承ります。国際規格である「ISO/IEC 22989:2022」にもとづいて作成された「JIS X 22989:2023」の定義であるため参考情報として記載しております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添1 AIシステム・サービス例</p> <p>・AIにかかる事業者は、「AI開発者」「AI提供者」「AI利用者」という大分類は理解したが、「AI提供者」には更に代理店が含まれるケースがある。この代理店だった場合はどうなるかも合わせて明示的な内容にしてほしい。</p> <p>・別添 /別添 1.第1部関連/p10/AI事業者のパターンについて/AI開発者、AI提供者、AI利用者が同一の場合(例えば表2の不良品検知AIのケースでAI開発者がA工業となる場合)を外しているのは何か意図があるか。</p> <p style="text-align: right;">【SAS Institute Japan】【個人】</p>	<p>ご意見を踏まえ、AI提供者に代理店が含まれるケースを別添1の[表2AIシステム・サービスの例]にて、AI提供者の注釈として、「AI提供者はA社(アプリアンス事業部)だが、代理店の場合もあり、消費者への説明等業務内容に応じた対応が求められる。」と追記いたします。</p>
<p>別添1.第1部関連/p5/図2. AIの学習と利用の流れ例/図中に「本番データ」とあるが、「推論/予測用データ」とした方が説明分の記載と一致し、分かりやすい。「本番」とする場合は「本番」の説明があった方が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【SAS Institute Japan】</p>	<p>ご意見を踏まえ、「本番データ」を「<u>推論or予測用データ</u>」に修正いたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添1便益全般 AIの便益とともに、AIによるリスクが具体的な例とともに示されています。 一般消費者(未成年を含む)にとっても、AIの活用にあたって参考となる情報やリスクに関する情報が盛り込まれているため、大変に有用です。 AIの利用を規制するだけでリスクがなくなることは期待できず、反対に予想外の使われ方による新たなリスクが発生する可能性があります。事業者による自主的な取組みとともに、消費者はこうしたリスクがあることを念頭において利用することが大変重要です。</p> <p style="text-align: right;">【(公社)全国消費生活相談員協会】</p>	<p>ご賛同意見として承ります。また、ご意見いただいた点については、今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>別添1便益全般 ・本ガイドラインに従うことにより得られる企業側の利益について、明確にすべきである。 ・「自身の生産性・創造性の拡大、科学的発見へ活用させる取組み」とすることを提案する。AIの活用は「自身の生産性の拡大」に留まらず、創造性の向上、新たな科学的発見等にも大きく期待できるため。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)新経済連盟】【JEITA】【(一社)日本経済団体連合会】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>別添1便益 個人に的を絞った回答 個人に的を絞った返答は、その個人の過去のデータをもとにした返答であるから、過去のデータから外れた返答を得ることができないという限界がある。これを便益と評価してしまうのは問題ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【レゾネイト法律事務所】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。 リスクの面と便益の面の両方があると考えられ、どちらも記載した形としております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添1リスク ディープフェイク</p> <p>・「AIが生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっている」との指摘は極めて重要であり、対策が必要であることは論を俟ちません。放送番組や報道機関の報道内容を、AIを使って恣意的に改変するいわゆる「ディープフェイク」は極めて悪質で、国民の知る権利、ひいては民主主義社会に対する脅威です。AI事業者に、「ディープフェイク」の生成を技術的に防ぐ措置を求めるなど、実効性のある対応が必要です。</p> <p>・以下のとおり、文言を変更することが適当(どのような対策が可能かを含め、これから議論が行われていく分野であるため)</p> <p>生成AIによって、内容が真実・公平であるかのように装った情報を誰でも作ることができるようになり、AIが生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを認識した上で、必要な対策を講じる検討する</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>また、インターネット上の偽情報・誤情報への対応を含む、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方については、総務省にて検討が進められているところのため、第2部C.共通の指針1)人間中心③に、補足します。</p>

【Google】【(一社)日本民間放送連盟】

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添1リスク全般リスクへの対応</p> <ul style="list-style-type: none">・「なお、リスクを恐れるあまり、「リスクがゼロになるまで AI を活用しないこと」や「完全なセーフガードを引く」ということを通じて各主体が動くことができなくなることも一種のリスクであることに留意することが重要である」の一文は削除すべき。・「過度なリスク対策を講じることは、コスト増になる等、AI 活用によって得られる便益を阻害してしまうことから、リスク対策の程度をリスクの性質及び蓋然性の高さに対応させるリスクベースアプローチの考え方方が重要である。」とありますが、過度なリスク対策とはどの程度のラインのことを示しているのでしょうか。・「過度なリスク対策」の枕詞に、「リスクをゼロにすることを目指すような」を付け加えていただきたい。リスクはどこまで行ってもゼロにはならないため、ゼロリスクを求めることは過度なリスク対策であり推奨しないことを言及いただきたい。	<p>ご意見として承ります。 なお、「過度なリスク対策」がどの水準かは、開発するAIモデルや提供するサービスの内容等に依存し、一概に具体化することは困難です。</p>
<p>別添1リスク全般 別紙2の15ページ1行目</p> <p>「AIの学習実施時では性能劣化や誤分類につながるような学習データへの不正データ混入」とありますが、学習保護ノイズのことでしょうか？</p> <p>AIが保護ノイズ付きの画像を学習してしまう問題に対しては、データの無断学習をやめ、使用許諾済みデータのみを学習することによって対策ができます。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添1リスク 著作権との関係 該当箇所「AI事業者ガイドライン案」別添1./B./P16/13行目 意見(案)</p> <p>生成AIで顕在化したリスクとして、一部のステークホルダーから知的財産権の取扱いについて議論が提起されていることや、海外において、画像生成AIにつき集団訴訟が提起されている旨の指摘があり、脚注で日本の著作権法に関する簡単な注記のみがされているが、この点は、文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会で議論されている内容を踏まえた論点整理が予定されていることを明示するなど、双方の議論が相互に矛盾しないような手当てをすべきである。</p> <p>差分プライバシーやデータ管理コンソール、データ暗号化等のデータ処理を利用した場合のそれぞれのデータについて法的な位置づけや扱い方についても可能であれば説明を追記していただきたい。また、学習データの知的財産権については、文化庁から公表されている「AIと著作権に関する考え方について(素案)」からの引用や参照を含めるなど、省庁間で統一的な解釈となるような記載にしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】【ジール】【ソフトバンク】</p>	ご意見を踏まえ、修正いたします。 注釈において、著作権法等について議論が進んでいる旨、追記いたします。
<p>別添1リスク 具体化 何をもって開発側が「リスク」と捉えているのかをガイドラインで具体例ではっきりと記載してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添1リスク 電力使用</p> <p>・【意見】 「AI開発に使われる大量の電力使用による二酸化炭素排出量は、米国人の1年あたりの排出量の何十倍にもなるとの指摘もある」と記載について、何が何の「何十倍」にあたるのか、正確な記載を要望する。</p> <p>【理由】 現状案では、世界中でのAI開発による年間排出量が米国全体の年間排出量の「何十倍」にも当たると読めてしまい、現実的でないため。</p> <p>・生成AIの生成は電力を大幅に消費し、多量の二酸化炭素を排出するため持続的な社会を築くことを阻害するものである。地球規模の持続可能性を考慮すると、生成AIはいらない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「米国人の1人の1年あたりの二酸化炭素排出量の何十倍にもなるとの指摘もある」と修正いたします。</p>
<p>別添1リスク 悪用(安全性、教育・リテラシー)</p> <p>・「本来の文化的文脈を踏まえず、元のコミュニティの理解も得ず、利益を還元・配分することなく、その文化的要素を流用する」(ファッションローガイドブック2023より引用) 行為は非倫理的な文化の盗用であり、悪用であると考えられる。特に元の文化に対して攻撃的な態度で行う場合は明らかに悪用だと言えるため、記述していただきたい。 ここでいう攻撃的な態度とは、批判的な態度ではなく当該文化を侮辱するような態度や当該文化の衰退を望んでいるような態度である。</p> <p>・AI開発者やAI提供者及びAI利用者の中には、リテラシーを欠く行いや非倫理的行いに何ら問題意識を感じない者が散見され、リテラシーがなぜ必要なのかの説明から明記する必要性を感じる。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

②本編1部、別添1

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添1リスク 生成AIのリスク バイアスの再生成(公平性)の項目 「多くの生成AIサービスで利用障壁が下がったことから、意図しないリスクを伴う使われ方をする恐れもある。」こちらについて、認識が甘すぎます。今もう既に意図しないリスクを伴う使われ方が多くされています。使う側もそうですが、生成AIにより想定外のリスクを被った人もいます。 例えば、「生成AIは人の手を綺麗に作るのが下手だ」ということがあれば、それを逆手に取り、自分の手に偽の作り物の指をつけて犯罪行為に及ぶものもいます。(これにより、手の書き方がおかしいということは、生成AIによるものだ、と見えててしまう) これは、犯罪による被害を受け訴えたい人にとっては想定外のリスクです。</p>	【個人】 ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>別添1リスク ハイリスク 図7の「人事面接の対応」でのAI利用はハイリスクにすぎる。本編pp.13 - 14のAIによるプロファイリングであり、個人の尊厳との関係性について吟味が必要なケースと思われる。</p>	【個人】 ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部A 基本理念 1 第2部 A. 基本理念 ①人間の尊厳が尊重される社会(Dignity) ②多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会 ③持続可能な社会(Sustainability)</p> <p>AIの利用によって仕事が奪われるのではないか、AIを利用して個人情報を勝手に取得されて悪用されるのではないか、知らないうちにAIの配下になっているのではないかなどの不安があり、リスクが放置されたままAIの利用が進むことに大きな懸念があると考えます。</p> <p>そのため、事業者が基本理念をしっかり理解した上でAIを利用しているということを認識することで、事業者と消費者、経営者と社員との信頼関係が構築されると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(公社)全国消費生活相談員協会】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部A 基本理念 現在、既に生成AI利用者により、著作者であるクリエイターがなりすましや誹謗中傷、脅迫を受け、犯罪行為への著作物利用をされるなどして創作活動を辞めざるを得ない実例をいくつも見ています。このように人間の尊厳を阻害することに利用された生成AIに対してはどのような対策や規制が設けられるのでしょうか。具体的な方法を記してほしいです。上記のような例が既に続出している状況から人間側がそこまで理性的に倫理や道徳性をもって道具として生成AIを利用できるように思えず、強い不安と不信感があります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部A 基本理念 (13頁1行目)本ガイドラインの第2部 A. 基本理念(11頁)は、行政の考える基本理念としてDignity、diversity and inclusion、sustainabilityを掲げ、その下位指針として憲法や国際人権法を位置づける。しかし、国の統治の原則は憲法及び国際人権法である。行政の考える理念がこれらの原則をオーバーライドすることは、憲法及び国際人権法に違反する。日本が第二次世界大戦後築いてきた人権保障をAIの文脈で切り崩すことは許されない。本ガイドラインは、憲法及び国際人権法を最上位に位置づけ、このような基本理念が、どう憲法及び国際人権法に合致し、これらの法の目指す人権保障をどう改善・強化しうるのか明らかにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本ガイドラインでは、0) 人間中心において、「後述する各事項を含む全ての取り組むべき事項が導出される土台として、少なくとも憲法が保障する又は国際的に認められた人権を侵すことがないようにすべき」としており、憲法及び国際的に認められた人権を基礎としております。</p>
<p>本編2部A 基本理念 「AI事業者ガイドライン案」本編 / 第2部 A. 基本理念/p11/我が国が2019年3月に策定した「人間中心のAI社会原則」においては、AIがSociety 5.0の実現に貢献することが期待されている/馴染みのない読者のために、Society 5.0についての脚注の記載を提言します。 「AI事業者ガイドライン案」本編 / 第2部 A. 基本理念/p11/社会の在り方の質的变化や真のイノベーションを通じて地球規模の持続可能性へつなげることが重要であることが述べられている。/該当する記載に、「量的な変化」も考慮する必要があるかどうかの検討を提言します。 「AI事業者ガイドライン案」本編 / 第2部 A. 基本理念/p11/人間の尊厳が尊重される社会(Dignity)/理解が共有されるように、人間の尊厳についての定義の記載を提言します。</p> <p style="text-align: right;">【SAS Institute Japan】</p>	<p>Society 5.0については、「はじめに」において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステム(CPS : サイバー・フィジカルシステム)による経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会というコンセプト」として説明しております。 「人間の尊厳」については、「A. 基本理念」の① 人間の尊厳が尊重される社会(Dignity)において、その趣旨を説明しております。 その他については、ご意見として承ります。</p>

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部A 基本理念 「AI事業者ガイドライン案」本編 /第2部 A.基本理念/p11/多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity and Inclusion）/該当する記載部分について、素晴らしい定義だと思慮致します。 「AI事業者ガイドライン案」本編 /第2部 A.基本理念/p11/我々は、AIの活用によりビジネスやソリューションを次々と生み、社会の格差を解消し、地球規模の環境問題や気候変動等にも対応が可能な持続性のある社会を構築する方向へ展開させる必要がある。/該当する記載部分は非常に意欲的な内容と思われます。ただし、AIテクノロジーは社会の格差解消に部分的に貢献することはできるが、唯一の解決策ではないということ、あるいはそのニュアンスを含むような表現とした方がよいかもしれません。</p>	<p>ご賛同意見として承ります。また、ご意見いただいた点については、今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

【SAS Institute Japan】

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B、C 全般 リスクベースアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これらの取組は、各主体が開発・提供・利用するAIシステム・サービスの特性や用途、目的や社会的文脈を踏まえ、各主体の資源制約を考慮しながら自主的に進めることが重要である」(P13)という記載を支持する。 ・6) 透明性や7) アカウンタビリティの観点においては、「合理的な範囲で」の文言を追加すべき点があるのではないか？ ・AI関連技術の利活用を進める上で、本ガイドラインで用いられているリスクベースのアプローチは有用であるため、具体例について今後の充実を要望する。 ・共通の指針全体を通し、リスクベースアプローチに基づいていない。該当部分も特段の限定なく取り組むべきとされており、各主体はリスクの多寡に関わらず取り組むべきと読める。これはコンプライアンス意識の高い企業を中心に、各主体に過度に謙抑的な行動を求めることとなり、日本のAI分野のイノベーションや活用の遅れを生じかねない。特に人的リソースに限りがあるスタートアップが、本ガイドラインに記載されたリスク対策を実施することは困難である。また、ガイドラインには事実上の順守義務があると捉える傾向のある日本の企業と、何ら遵守義務がないと捉える傾向のある外国企業の間で、競争環境のイコールフッティングに懸念がある。よって、リスクベースアプローチを反映し「リスクを明確化したうえで、主体が必要と考える限りにおいて取り組むべきこと」と修正願いたい。 <p style="text-align: right;">【AICJ】【Google】【JEITA】【JDLA】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しマネージを推奨するリスクの種別、およびそのインパクトの推定方法について盛り込むべき。 <p style="text-align: right;">【(一社)日本経済団体連合会】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p> <p>リスクの詳細については別添1.B.AIによる便益/リスクに記載しております。</p>
<p>本編2部B,C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の通り、文言を変更することが適当です(どのような対策が可能かを含め、これから議論が行われていく分野であるため) AIシステム・サービスの開発・提供・利用において、自動化バイアス 10等の AIに過度に依存するリスクに注意を払う ・「人間の意思決定や認知等、感情を不当に操作することを目的とした、もしくは操作を前提とした AIシステム・サービスの開発・提供・利用は行わない。」について、“意識的に知覚できないレベルでの”や“意図的に”等を追加するべき <p style="text-align: right;">【Google】【(一社)日本経済団体連合会】</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>本編2部B,C 機密情報</p> <p>「機密情報」と言うのは、適切な法的な定義もなく、不明確であることから削除が適当です。もし、営業秘密を意図しているのであれば、知的財産権の文言でカバーされているため削除してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【Google】</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C記載方法 このガイドラインは多くの人が読むことを考慮し、「C. 共通の指針」で、「B. 原則」で下線が引かれた10項目ごとに指針を記載していることを明記することが適切と考える。 【JEITA】</p>	ご意見を踏まえ、注釈にて対応いたします。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C合理的な範囲 ガイドライン案全体として、開発するAIプロダクトの性質(例えば、個人の生命・財産等に与え得る影響の度合い等)によっては、事業者側にやや過剰な負担感や煩雑を感じさせる内容となっている可能性がある。 例えば「D-6)i. 検証可能性の確保」、「D-7)i. AI 提供者への『共通の指針』の対応状況の説明」、「D-7)ii. 開発関連情報の文書化」等の規定への対応に際しては、多くの記録/文書化業務が生じることが予想され、特に人的リソースの制約の大きいスタートアップ等においては、開発ならびに社会実装のスピードを減退させる可能性が懸念される。また、「関連するステークホルダーへの情報提供(p.17)」においては、「データ収集及びアノテーションの手法」、「学習及び評価の手法」、「基盤としているAIモデルに関する情報」等の提供が求められているが、これらはサービスの中核的価値を形成する情報であり、事業者側としては開示に慎重に成らざるを得ず、「プライバシーや営業秘密を尊重して、採用する技術の特性や用途に照らし、社会的合理性が認められる範囲で」との記述も認められるものの、企業としてどの程度の情報開示が期待されるのかの判断が極めて困難である。本ガイドライン以外にも個人情報保護法等の各種の規制があることに鑑みれば、①開発されるAIモデルの種類(生成AI、分類、回帰等のタスク)、②当該企業の開発工程そのものへの関与の度合い(Ex. 海外企業に開発をアウトソースするケース、OSSのAIモデルやサービスを利用するケース等)、③プロダクトの性質(Ex. 個人の生命・財産等に与え得る影響の度合い)等を考慮した上で、異なるレベルの自主規制を求めるものとなるとともに、本ガイドラインが、AIに関係する全ての事業者において、積極的にかつ、継続的に活用されるものとなることを期待する。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ガイドラインで示した指針の説明については、開発するAIモデルや提供するサービスの内容等に依存し、一概に具体化することが難しいため、「必要かつ技術的に可能な範囲」、「合理的な範囲」、しております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 具体化</p> <p>・ガイドライン案において、AI事業者がガバナンス・ゴールを設定し、そのゴールを達成するために「AIマネジメントシステム」の設計・運用をすることを推奨していることを我々は支持します。効果的なリスク管理プログラムにおいては、組織がAIリスクを管理するために必要な人員、方針、プロセスを特定します。リスク管理プログラムの構成要素には、役割と責任を明確に割り当てること、正式な方針を確立すること、評価システムを採用すること、経営陣の監督を確實にすること、リスクの高いAIについて影響評価を実施すること、また、高いリスクをもたらすAIの課題を判断し対応するために、部門間のガバナンス委員会や倫理委員会等、社内における独立した評価制度を設けることなどが含まれます。組織は、こうした実践をより広範な企業リスク管理プログラムの中に組み込んだり、個別のAIプログラムとして確立することもできます。</p> <p>個人にとって高いリスクをもたらすユースケースに焦点を当てた、リスクベースアプローチをAIポリシーにおいて採り入れること我々は強く奨めています。このリスクベースのアプローチを採用するために、ポリシー策定においては、高リスクAIとして特定すべきユースケースを部分的に示し定義すべきと考えます。これには、住宅、雇用、信用、教育、医療、保険などに関し、個人の適格性を判断するAIシステムが含まれます。ガイドライン案の別添の「AIによるリスク」において、リスクの事例が示されていますが、リスクの高い利用と低い利用を明確に区別していません。ガイドライン案に、AIの高リスク利用を構成するものの明確な区別または定義、および高リスクのAIを開発または導入する組織が影響評価を実施し、実施したことを公にすることを記すことを推奨します。</p> <p>・どのようなリスクの検証・評価手法が望ましいかについて、マネジメントシステムの評価といった体制・プロセス面から実際のAIモデルの挙動評価といった技術面を含めて調査・研究を進め、事例やガイダンスを示すことが望ましい。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 法令 共通の指針の項にある「人間中心」「安全性」の2点において 想定されるリスクをコントロールしきれるというのを考え直すべきではないか。 なりすまし等がすでに氾濫し、ガイドライン等で対処できる状況ではなくなっている。 時折「法的に」という単語が用いられているが、 現状AIに対した法ではなく、現行法で対応できる範囲をこえる、又は判断が難しい状況 において、なんのリスクもないのであれば、それは無意味に感じる。</p> <p>透明性に関する疑問であり、利用されたデータ以外にも、利用者の個人情報をもつ と強く要求し、悪質利用に関しての罰則に対してしっかりと対応できるようにしておくべきだと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>本編2部B,C 正確性 AI単体では十分な信頼性を確保できないが、システムとして十分な信頼性を確保することが重要と考えます。そのため、「AIの出力の正確性を含め」は「AIシステム・サービスの出力の正確性を含め」等のほうがよいのではないかでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機】</p>	ご意見を踏まえ、修正いたします。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 法令 共通指針の項目に含まれていない法令順守が強調された序文の構成に違和感があります。1)人間中心以降の各「共通の指針」と法令遵守の要請との関係性を明確にした方が良いではないかと考えます。(法令遵守を「共通の指針」に含めないことに何か特別な意味を込めていているのでしょうか？)</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機】</p>	法令遵守については全事業者が必ず守るべき事項であり、ガイドラインの上位概念に当たるものとして、「共通の指針」には含めないものと整理しております。
<p>本編2部B,C 1)人間中心 AIを利用したプロファイリングについて、①「アウトプットの正確性を維持させつつ」②「AIの予測、推奨、又は判断等の限界を理解して」とされているところ、正確性の維持には限界があるゆえに、その限界を理解した対応が必要となるものと理解している。そのため、①の部分を例えば、「アウトプットの正確性を可能な限り維持させつつ」または「アウトプットの正確性に配慮しつつ」などに修文いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】【(一社)新経済連盟】</p>	ご意見を踏まえ、修正いたします。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 1)人間中心 具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「AIを人間の脳・身体と連携させる場合」とは、具体的にどのような技術を想定しているのか、例示等の記載を検討いただきたい。 ・本編/第2部 C.共通の指針 1)人間中心性/p14/公平性の確保に加え、いわゆる「情報弱者」や「技術弱者」を生じさせず、より多くの人々がAIの恩恵を享受できるよう社会的弱者によるAIの活用を容易にするよう注意を払う/該当する記載について「弱者」とされる人々が、AIの設計段階において関与の機会が与えられ、それによって利益が適切に提供されたり、リスクが軽減されるようにすることの必要性も記載すべきではないでしょうか。その観点の追記についての検討を提言します。 <p style="text-align: right;">【AIGA】【SAS Institute Japan】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 1)人間中心 リスクレベル</p> <p>AIを利用したプロファイリング行為は、例えば、一般的に行われている広告配信の対象セグメントをAIのみで分析することから、雇用契約や融資契約等の個人の権利利益に直結する行為の分析、ないしはよりセンシティブな内容の分析を行うことまで、そのリスクレベルの程度は多岐にわたる。本ガイドラインにおいて、「人間中心」「人間の判断の介在」等のプロファイリング行為に対する要求事項が想定しているリスクレベルとはいかなる程度を指すのか、一定の基準や具体例等を示していただきたい。</p> <p>また、別添1-B14ページ(「不適切な個人情報の取扱い」)が指摘する2つ目の事例は過去の米国のケースを想定したものと思われるところ、この有権者の傾向を分析して投票行動を呼びかける内容のターゲティング広告を配信する行為は、どのようなリスクレベルの意図の下で記載されているのか、ご教示いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】【(一社)新経済連盟】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p> <p>また、リスクレベルについては、開発するAIモデルや提供するサービスの内容等に依存しているため、具体化は行っておりません。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 2)安全性 向上ための仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIにより実際に不利益を受けるなど影響を被った利用者からの各個人からの意見を受け、それらの具体的な意見を安全性向上のためフィードバックする取り組みも必要ではないか。 ・「関連するステークホルダー」には、AIシステム・サービスによって発生した権利侵害事案に係る関係権利者も含まれることをガイドラインに明記するとともに、問い合わせに対応するための窓口整備や所定の手続きによる関係者への速やかな情報提供を講じる必要性についても言及するべきである。 <p style="text-align: right;">【(一社)日本レコード協会】【レゾネイト法律事務所】</p>	<p>別添2行動目標 3-4-2【インシデント発生時の対応の事前検討】において、AIインシデント発生時に備えた連絡窓口の設置およびその具体例、本編2部C.共通の指針 7) アカウンタビリティ関連個所において、ステークホルダーからの指摘を受ける機会を設けることについて記載しております。</p>
<p>本編2部B,C 1)人間中心 不当性の定義、必要な対策の具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本編 /第2部 C.共通の指針 1)人間中心性/p14/「人間の意思決定や認知等、感情を不当に操作することを目的とした、もしくは操作を前提としたAIシステム・サービスの開発・提供・利用は行わない」/該当する記載の「不当に操作する」の不当性の定義について、どのように定義されるでしょうか。その定義を可能な範囲で追記ないしは脚注することを提言します。 ・「AI事業者ガイドライン案」本編、第2部、P14、偽情報等への対策 「必要な対策」という用語は、明確さと実行可能性確保のために、さらに具体化する必要があると考えています。例えば、広島AIプロセス国際指針の原則7では、「技術的に可能な場合は、電子透かしやその他の技術等、ユーザーが AI が生成したコンテンツを識別できるようにするための、信頼できるコンテンツ認証及び来歴のメカニズムを開発し、導入する」という明確な指示が示されています。このような明示的なガイダンスは、利害関係者が原則と効果的に整合するために必要なアクションを理解するのに有用です。 <p style="text-align: right;">【SAS Institute Japan】【日本マイクロソフト】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 2)安全性 対応リソース 2) 1にある「様々な状況下でパフォーマンスレベルを維持し、無関係な事象に対して著しく誤った判断を発生させないようにする(堅牢性(robustness))」に関して、中小企業では学習させたデータのドメイン以外の安定動作以外を保証することは難しい。(人的資源が足りないためチェックが疎かになりやすい)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>各取組については「各主体が開発・提供・利用するAIシステム・サービスの特性や用途、目的や社会的文脈を踏まえ、各主体の資源制約を考慮しながら自主的に進めること」としており、ご意見の箇所についても、AIシステム・サービスの特性や用途等に応じて実施するものと整理しております。</p>
<p>本編2部B,C 2)安全性 具体化 適正利用の観点で、"AIを適用する業務範囲に留意する"ことにも言及することが望ましい。Human-in-the-loop, Human-over-the-loopのようなリスク対応策が各所で検討されているように、人とAIの間の業務の棲み分けが十分でなければ、AIが正確性を十分に担保していない業務を行い損失が発生するリスクがある。 P15 公平性に関しては主觀にゆだねられる部分もあるため、「どのような状態を公平性の担保された状態とするか」について、考え方の例示等の記載を検討いただきたい。この点の実務が発展しなければ、「公平性」の保護という考え方自体が形骸化するか、品質とのトレードオフが顕著になり「使えない」AIモデルが増えていくことになってしまう。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,Cメンタルヘルス 「AI事業者ガイドライン案」別添、行動目標 1-2、3-3-2について P18,45/154(該当)</p> <p>製造業の産業医としての経験を通じ、新しい技術に適応しきれずにメンタルヘルス不調に陥る従業員の実態に直面しています。またNewspicksが主催する300人超のAI勉強会に参加し、AIの加速度的な発展にストレスを感じるAI開発者やAI提供者もいらっしゃいました。また、現在の厚生労働省の「過労死等の労災補償状況」が示す精神疾患の増加や「第14次労働災害防止計画」に示されるメンタルヘルス対策を推進する方針からも、AIのさらなる発展が企業内で引き起こすであろう問題への対策が必須であると考えます。事業者はAI技術の導入が労働環境に及ぼす影響を適切に把握し、従業員の健康と心理的安全性を確保するための方策が必要と考えています。そのため、今回、医学的視点で意見を述べさせて頂きました。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C財産の範囲 「AI事業者ガイドライン案」本編/第 2 部/P15/6行目「各主体は、AI システム・サービスの開発・提供・利用を通じ、ステークホルダーの生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないようにすべきである。」について これに言う「財産」には音声そのものも含めるべきである。 現時点においてすでに、発声者に無断で音声データが販売されていることからも、金銭的価値があるのは明らかである。 また、容易に合成音声を作成できる技術が普及しており、一定の量のある朗読・歌唱等のみを保護の対象とするのでは不足である。</p>	<p>声については「AI時代の知的財産権検討会」にて知的財産権の対象となるか否かについての検討が行われているので、そちらを参照いただければと思います。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 3)公平性 全般 「公平性」に注釈として、「参考文献：国立研究開発法人産業技術総合研究所「機械学習品質マネジメントガイドライン第4版」(2023年12月)」の追記を提案する。 【JEITA】</p>	<p>ご意見として承ります。 なお、別添を中心に「機械学習品質マネジメントガイドライン」については参考させていただいております。</p>
<p>本編2部B,C 様々なバイアス要因への配慮 見出し名が範囲を狭めていること、無意識や潜在的なバイアスという記述だけでは把握しづらい、などの理由により変更が必要ではないか？ 【個人】</p>	<p>ご意見を踏まえ、別添の公平性の観点において以下の注釈を追加します。 「<u>NISTのProposal for Identifying and Managing Bias in Artificial Intelligence (SP 1270)</u>」では、AIにおいて、<u>Systemic</u>（既存のルールや規範、慣行等によるもの）、<u>Statistical and Computational</u>（統計的・計数的なもの）、<u>Human</u>（認知・知覚、習性等によるもの）という3つのカテゴリと、それぞれに属する典型的なバイアスがある旨が説明されている」</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C バイアス修文 3)公平性について、バイアスにはデータバイアス、推論結果のバイアス、認知バイアスなど様々な意味があるので、分かりやすさのために丁寧に使い分けることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】【三菱電機】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 公平性の保証 ガイドラインは、特定のプロセスについて規範的であるのではなく、さまざまなセクションで進めるべき目標を設定し、結果指向のアプローチをとるべきです。特に、これは、曖昧で技術的に実現不可能または望ましくない可能性が高いデータの公平性の「保証」を提供に関する非常に規範的な提案に関連しています。データセットが「公平」であるとは何を意味するでしょうか?それはすべてコンテキストに依存しており、どのタイプのデータセットが最も安全で、最もセキュアで、信頼できるシステムを生み出すかを理解するための作業が進行中です。多くの場合、特定の種類のデータを学習に含めて、何を避けるべきかをシステムに教えることは有用です。そのため、特定の入力に関する規範的な要件ではなく、システム出力に焦点を当てる必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【日本マイクロソフト】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 適切なインプット 広告配信対象のセグメント化をAIで分析する場合、人間の判断が介在していないと評価される場合があると考えられるが、このようなAI利用は一般的であって、また、人間の判断が介在していないくとも必ずしも公平性に支障をきたすものではないと考えられる。そのため、「AIの出力結果が公正性を欠くことがないよう、公平性に疑義が生じると考えられる場合は、AIに単独で判断させるだけでなく人間の判断を介在させる利用を検討する」などと修文していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】【(一社)新経済連盟】</p>	<p>各取組については「各主体が開発・提供・利用するAIシステム・サービスの特性や用途、目的や社会的文脈を踏まえ、各主体の資源制約を考慮しながら自主的に進めること」としており、人間の判断の介在についても、AIシステム・サービスの特性や用途等に応じて実施するものと整理しております。</p>
<p>本編2部B,C バイアスへの配慮 回避できないバイアスがあること等を踏まえ、バイアスの要因となるポイントの特定や、潜在的なバイアスが生じる可能性に関する検討、AIシステム・サービスの目的や制約、要件、決定を明確かつ透明性のある方法により分析し、対処するためのプロセスの導入などが指摘されているが、各々の事業者による個別的な検討や分析だけでは不十分であり、予期しないバイアスが生じていないか否かを外部からも検証可能とするような仕組み(例えば、定期的な自主検討結果を報告・公表する義務を課すなど)や、予期しないバイアスが具体的に生じたケースを共有して各事業者の将来的な改善に活かすための仕組みなどの導入を検討すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【レゾネイト法律事務所】</p>	<p>本編4部「AI提供者に関する事項」「P-3)i. AIシステム・サービスの構成やデータに含まれるバイアスへの配慮」部分に記載がございます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 関係者 国ごとに異なる文化・風土のなかで女性差別や民族差別などが社会に深く浸透している場合、「関係者」を招き入れても女性差別や民族差別などを回避することはできないのではないか。むしろ、その社会の差別を無意識のうちに曖昧のまま取り入れてしまい、差別を拡大してしまう危険はないのか。そのような危険にはどう対処するのか。 【レゾネイト法律事務所】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 3) 公平性 人間の判断の介在 ・「人間の判断を介在させる利用を検討する」ことが常時必要であると誤解されない記載が適切と考える。 ・AIの出力結果が公平性を欠くことがないよう、AIに単独で判断させるだけでなく、適切なタイミングで人間の判断を介在させる利用を検討する。 ・【意見】 「人間の判断を介在させる利用を検討する」ことが常時必要であると誤解されない記載が適切と考える。 【理由】 人間の介在が常時必要であるようにも解釈できるため。 ・本編 /第2部 C.共通の指針 3)公平性/p16/AIモデルの各構成技術に含まれるバイアスへの配慮/AIを使用できること自体は、AIを利用すべきであることを意味するものではありません。潜在的なバイアスの生じる可能性の検討だけでなく、AIを利用する用途及びAIから出力される疑問や洞察の適切性や必要性の検討を考慮事項へ追加することを提言します。 【SAS Institute Japan】【JEITA】【(一社)日本経済団体連合会】【日本マイクロソフト】</p>	<p>人間の判断の介在の要否の検討は必要だと考えており、現在の文としております。 また、各取組については「各主体が開発・提供・利用するAIシステム・サービスの特性や用途、目的や社会的文脈を踏まえ、各主体の資源制約を考慮しながら自主的に進めること」としており、人間の判断の介在についても、AIシステム・サービスの特性や用途等に応じて実施するものと整理しております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C バイアスへの配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「AI事業者ガイドライン案」本編 /第2部 C.共通の指針 3)公平性/p16/AIモデルの各構成技術に含まれるバイアスへの配慮/AIを使用できること自体は、AIを利用すべきであることを意味するものではありません。潜在的なバイアスの生じる可能性の検討だけでなく、AIを利用する用途及びAIから出力される疑問や洞察の適切性や必要性の検討を考慮事項へ追加することを提言します。 ・バイアスへの配慮の取組内容として、「必要に応じて、AI 開発者にAIモデルを構成する各技術要素のバイアスの再評価、評価結果に基づくAIモデル改善の判断を促すこと」といった取組にも言及してはどうか。 <p style="text-align: right;">【AIGA】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 4) プライバシー保護 全般</p> <p>プライバシー侵害のリスクの内容や大きさをより具体的に精査し、現状の関連法令の内容で不十分と言える部分について、どのように対応すべきであるか、との点を具体的に明記すべき。</p> <p style="text-align: right;">【レゾネイト法律事務所】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 4) プライバシー保護 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「4)プライバシー保護に関する留意事項」の中で個人情報の取り扱いに関連するISO規格の取得について言及があるが、紹介されているISO規格の中にはJIS規格が制定されているものもあり、そちらも読者へ併せて紹介してはどうか。 また、必要に応じ、ISO規格に限らず個人情報の取扱いに関連するJIS規格についても紹介してはどうか(JISQ15001等)。 ・いまだGDPRの十分性認定を受けていないわが国の行政機関が民間事業者に対してAPEC-CBPRの枠組みを参照するよう推奨するのは、EUとの関係で背信的ではないか。 <p style="text-align: right;">【AIGA】【レゾネイト法律事務所】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 4) プライバシー保護 全般</p> <p>4)プライバシーについて、個人情報だけでなく、パーソナルデータに対する考え方なども今後のガイダンス等で明確化することも検討すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 4) プライバシー保護 EDPBとの関係性 「国際的な個人データ保護の原則及び 基準の参考」を考慮しつつ、プライバシー保護の対応策を検討するとし、その基準の 例として注釈 15 で OECD、CBPR、G7、GPA の各文書表題を指摘している。他方で、本 ガイドライン本編・別添において、国際的な議論を踏まえつつ、プライバシーに関する 遵守事項を具体化している。 注釈 15 の各国際的指針を参考するための参考として、本ガイドラインで具体化した 遵守事項と、注釈 15 の各国際的指針の差分はどこにあるのか、及び、本ガイドライン を参照することと、注釈15 が指摘する各国際的指針を参考することの関係性につ いてご教示いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】【(一社)新経済連盟】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 4) プライバシー保護 邪及 悪意によって他人の個人情報が入力される事態を想定すると、その入力をした者を 後から特定できる仕組みを有することが望ましいと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本編第2部C.共通の指針 6)透明性「① 検証可能性の確保」関連のログの取 得や、7) アカウントアビリティ 「①トレー サビリティの向上」関連 【具体的な手 法】「データリネージ(来歴メカニズム の構築)」等に含まれるものと整理し ております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 5) セキュリティ確保 「人間の生命・身体・財産、精神及び環境への配慮」とあるが、AIサービスが社会インフラとして動作するであろう未来を見据え、AI提供者が提供するサービスの安定した提供や後方互換性の維持に努める旨も追記したほうが良いのではないか。(OpenAI社がモデルやAPIを変更したことで、OpenAI社の生成AIを前提とした多くの論文の追試ができなくなっていると言われている)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見の内容については、以下に含まれているものと整理しております。</p> <p>本編2部C.共通の指針5) セキュリティ確保① AIシステム・サービスに影響するセキュリティ対策 AIシステム・サービスの特性を理解し、正常な稼働に必要なシステム間の接続が適切に行われているかを検討する 10) イノベーション② 相互接続性・相互運用性への留意 自らのAIシステム・サービスと他のAIシステム・サービスとの相互接続性と相互運用性を確保する等</p>
<p>本編2部B,C 5) セキュリティ確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5) セキュリティ確保について、対策を講じる前に、リスクの有無を確認すべきです。で、まずは対象システムのリスクを分析し、リスクの程度を踏まえ、必要だと判断した対策を、その時点での技術水準に照らして合理的な対策を講じるべきだと考えます。 ・特に生成AIに関連する敵対的攻撃やデータポイズニングなど、新たなセキュリティリスクへの対策に関する具体的なガイドanceの強化が必要 ・[具体的な手法]として、学習前データのISO27001や25012への準拠による見直しやISO/IEC 25012での評価をすることが記載されているが、より具体的にするために留意すべきポイントを書き出すべきと考える。 <p style="text-align: right;">【インター・テックリサーチ】【JDLA】【三菱電機】</p>	<p>本ガイドラインにおいては、ご意見の内容について以下に含まれているものと整理しております。本編3部D-5) i. セキュリティ対策のための仕組みの導入</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 6) 透明性 リアルタイムでの情報提供 リアルタイムでの情報提供ではなく、提供することを保証するために、合理的な期間を設けアクセス可能な範囲での提供との記載をすべき。</p> <p style="text-align: right;">【全米商工会議所】</p>	<p>ご意見の内容については、本編第2部C.共通の指針 6) 透明性において、「必要かつ技術的に可能な範囲で、ステークホルダーに対し合理的な範囲で情報を提供することが重要である」としており、リアルタイムでの情報提供までは求めておりません。</p>
<p>本編2部B,C 6) 透明性 開示の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産と企業秘密の保護: ガイドラインでは、開示によって知的財産と企業秘密が保護されるべきであることを明示する必要があります。透明性要件は、AIが導入されたときの通知に限定されるべきであり、機密情報の公開は要求されません。これにより、セキュリティや安全性の検出作業にリスクが生じる可能性があり、ユーザー エクスペリエンスを低下させる複雑な説明が必要になります。 ・他の法律や政府機関で対処する必要がある問題を再現したり、混乱を招いたりすることは避けてください。このガイドラインには、「競争環境の確保」など、他の公共政策で取り上げられる事項も含まれています。独占禁止法など公共政策としての競争環境の確保の重要性は理解していますが、各民間団体への勧告であるガイドラインにそれが盛り込まれると混乱を招く可能性があります。さらに、社会全体における教育の機会の確保やイノベーションの促進は主に政府の責任です。民間企業にとっては、憲法で保障されている事業運営の自由との間に常に困難な緊張が存在します。 ・文言を追加することが適当です。「関連する情報提供と説明を実際的な範囲で行う。」 <p style="text-align: center;">【AIJC】【Google】【全米商工会議所】【LINEヤフー】</p>	<p>ご意見として承ります。なお、本編「第2部C.共通の指針6) 透明性 ③」にて、関連するステークホルダーへの情報提供を営業秘密を尊重して実施する旨を記載しております。</p> <p>また、ご指摘の「社会と連携した取組が期待される事項」については、「AIによる社会への便益を一層増大させ、我々が目指すべき「基本理念」を実現していくため」に、「各主体それぞれの取組に加え、社会(政府・自治体やコミュニティも含む)と積極的に連携することが期待される」事項として記載しております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 6) 透明性 具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性確保のための取組事項の中に「関連するステークホルダーが講ずべき措置及び利用規則を明記する」とあるが、開発者、提供者、利用者といったバリューチェーンを想定した際に、誰から誰に対して、どのような事項を明記することが望ましいのかについては、例示等の記載を検討いただきたい。 ・「共通の指針」のうち求められる「透明性」「アカウンタビリティ」について、「誰に対して」、「どのような」情報開示を行うことが効果的かについて、説明内容や粒度の意図を明確化するため、より具体的な例示等の記載を検討いただきたい。 ・広島AIプロセスをもとにした、「高度なAIシステムの能力、限界、適切・不適切な使用領域を公表」とあるが、社内向け・社外向けの双方のユースケースにおいて、具体的にどのような情報の開示が求められるのか、より具体的な例示等の記載を検討いただきたい。 ・「透明性報告書」については、「可能な限り」と同項の本編でも但しているが、今後案件毎に制作をするべきものとなると想定される。については、具体的な透明性報告書の目次や枠組みを示したらよいのではないか。 <p style="text-align: right;">【AICJ】【AIGA】【JDLA】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 6) 透明性 分類</p> <p>6)透明性について、透明性を確保する対象を分類整理すると分かりやすいと思います。</p> <p>例)AIを使用していること、使用したデータ、推論根拠、開発エビデンス</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機】</p>	<p>本ガイドラインにおいては、透明性を確保する対象については、「利用しているという事実」、「データ関連」、「学習手法」等、整理の上、例示しております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 6) 透明性 ② 関連するステークホルダーへの情報提供</p> <p>【意見】 挙げられている項目は一例であることを明記することが適切と考える。</p> <p>【理由】 ケースによって情報提供の内容は異なるため。</p> <p style="text-align: right;">【JEITA】【(一社)日本経済団体連合会】</p>	ご意見を踏まえ、修正いたします。
<p>本編2部B,C 6) 透明性 合理的な範囲で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2部C.6)透明性」の項について、ステークホルダーに対する情報の提供の条件として、「必要かつ技術的な可能な範囲で」、「合理的な範囲で」とあるが、特に「技術的に情報の提供が不可能である」場合は、透明性の担保などされていないも同義なのではないか。 AI開発者、提供者は、どのようなデータをどのように収集し、どのようなAIモデルに学習させたのか、透明性の担保のためには原則公開すべきではないだろうか。 ・生成AIの利活用を進める上では、学習させた著作物に酷似したものが完成することで、著作権や知的財産権が侵害されることも懸念されます。また、ディープフェイクが出回ることで、人権や知る権利が脅かされる可能性も考えられます。データの出所を追跡したり、AIの開発から利用までのプロセスで行われた意思決定について明らかにすることは、権利者の利益を保護する上で大変重要であると考えます。 ・創作の自由を妨げるようなAIの使用状況の開示義務には懸念を覚えます。消費者を騙したり、消費者の誤解を招いたりするようなAIの使用についての表示義務の強化が正当化されるのであれば、クリエイティブ産業によるエンターテインメント及び表現目的でのAIの使用には、表示義務を適用すべきではありません。 <p>【インターネットクリサーチ】【CBCテレビ】【中部日本放送】【日本映画国際著作権協会】【個人】</p>	ご意見として承ります。どのような情報提供が可能か、行うべきかは、開発するAIモデルや提供するサービスの内容等に依存し、一概に具体化することが難しいため、「必要かつ技術的に可能な範囲」、「合理的な範囲」、と記載しております。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C ログの保存</p> <p>・第2部c(2)3.適正学習について、法的枠組みの遵守とあるが、AI産業技術革新に法整備が追いついていないため、先んじてガイドラインで規定を設ける必要がある。</p> <p>学習データをどのような方法で収集するのかは手順を具体的に明確化して「条件を満たすもののみ許可する」ところまで絞り込んだ状態から徐々に緩和すべきである。</p> <p>第2部c(6)透明性について、ログを記録・保存するとの事だが、ログの保存期間、保存方法についても規定されるべき。AIは複数の学習データを用いる性質上、一部不適切なデータを使用していても出力結果から判断しにくい。現在、比較的目視でわかりやすい生成AIの出力物で問題となっている事だが同様のことがAI産業全体に起こりうる。よって、個人情報の取り扱いと同等レベル同等頻度の監査を設ける必要があると考える。特に権利者からの訴えが必要な著作権、肖像権の取り扱いは慎重に監査されるべきである。</p> <p>・ログに学習段階で用いた個々の著作物等の情報も含まれることをガイドラインに明記し、その記録・保存を義務付けるべきであり、また、ステークホルダーに対する情報提供を行うべきである。</p>	<p>学習データの収集に関する手順の具体的提示や緩和については、ご意見として承ります。</p> <p>ログの保存対象については、ご意見を踏まえ、以下の通り別添を修正いたします。</p> <p>「<u>ログの時刻・保存期間・保存方法(保存場所、保存容量 等)</u>」</p>
<p>本編2部B,C 関連するステークホルダーへの情報提供</p> <p>6)透明性の(2)関連するステークホルダーへの情報提供において、「AIを利用しているという事実」の情報の提供と説明を行うとしている。</p> <p>これに加えて、AIを利用していないシステムの提供者が、AIを利用していると誤認させる情報を提供することも禁止すべきである。</p> <p>「AIを利用しているという事実」が信用できる情報であるためには、この両方が成立しなければならない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>「<u>AIを利用しているという事実及び活用している範囲</u>」</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 技術的に可能な範囲 「技術的に可能な範囲」という抜け穴を残しては技術的に不可能な範囲だったから情報提供できない、AIシステムの検証を出来ないと言う責任逃れを許してしまう。これを許してはならない。また、技術的に検証不可能なシステムなどというものが事実ならばそれは人間の手に負えない危険な技術ということになる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C デメリットの情報提供 加えて、AIシステム・サービスを提供・利用することの優位性を、実態に即して関連するステークホルダーに示す悪影響や危険性、デメリットについても充分な情報提供をしなければならない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見を踏まえ、ステークホルダーへの情報提供に関して、以下の通り修正いたします。 <u>「加えて、実態に即して、AIシステム・サービスを提供・利用することの優位性、それに伴うリスク等を関連するステークホルダーに示す」</u></p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C ログの保存期間</p> <p>○意見箇所 「AI事業者ガイドライン案」本編/第2部/P18/15行目「7)アカウンタビリティ①トレーサビリティの向上」</p> <p>○意見 学習に用いた著作物等の情報を保存すべき期間の目安を示し、権利救済を図るために必要となる情報が短期間で消去されることにないよう措置を講ずる必要がある。</p> <p>・文書、ログの保存を推奨する記載が複数存在しますが、これらを長期にわたり保存することは、プライバシー確保の観点で懸念が生じるおそれがあります。例えば、「合理的な期間」などといった形で一定の制限をつけることが適当です。 【AICJ】【(一社)日本レコード協会】</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p> <p>6) 透明性①検証可能性の確保 「ログの記録・保存にあたっては、利用する技術の特性及び用途に照らして、事故の原因究明、再発防止策の検討、損害賠償責任要件の立証上の重要性等を踏まえて、記録方法、頻度、保存期間等について検討する」</p> <p>7) アカウンタビリティ⑥ 文書化 「上記に関する情報を文書化して一定期間保管し、必要なときに、必要なところで、入手可能かつ利用に適した形で参照可能な状態とする」</p>
<p>本編2部B,C 関連するステークホルダーへの説明</p> <p>・「AI事業者ガイドライン案」本編 /第2部 C.共通の指針 6)透明性/p17/透明性/このセクションは、AIシステムに内在する知識の限界やギャップに関する透明性の観点を追加することでより有益な記載とすることができますと思われます。AIシステムが対象外とするユースケースや学習に含まれないデータの種類についての情報提供にかかる記載を追加しては如何でしょうか。</p> <p>・報告用の様式例(入力例含めて)を別添に加えていただきたいです 【調和技研】【個人】</p>	<p>ご意見の内容に関しては、6) 透明性②関連するステークホルダーへの情報提供の中で「AIシステム・サービスの能力、限界、提供先における適切/不適切な利用方法」についての情報提供と説明を行う旨の記載があり、そこに含まれるものと整理しております。</p>

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 6) 透明性 全般 関連するステークホルダの中で、なぜ、AI提供者はAI開発者、AI利用者はAI開発者・AI提供へ共有することが期待されているのか、補足を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本経済団体連合会】</p>	<p>納得感や安心感の醸成の観点等からは、「説明する側」から「説明を受ける」側だけでなく、その逆の「説明を受ける側」から「説明する側」へも、自身がどのような情報が必要か、認識を共有する必要があるという趣旨で記載しております。ご意見を踏まえ、その趣旨をより明確化すべく、以下を追記いたします。</p> <p>「関連するステークホルダーの納得感及び安心感の獲得、また、そのためのAIの動作に対する証拠の提示等を目的として、説明する主体がどのような説明を求められるかを分析・把握できるよう、説明を受ける主体がどのような説明が必要かを共有し、必要な対応を講じる</p> <p>AI 提供者:AI 開発者に、どのような説明が必要となるかを共有する AI 利用者:AI 開発者・AI 提供者に、どのような説明が必要となるかを共有する」</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 7) アカウンタビリティ 定義</p> <p>・アカウンタビリティの記載により、責任について考慮することが明確になりました。一方で、注釈18にある「法律上の責任」について、金銭上の保証の概念が含まれるか否か人によって解釈が異なるため、読者が認識できるよう明記することが望ましいと考えます。</p> <p>また、責任者の明示について、企業であれば実務担当者かまたは最終的な責任をとる代表権をもつものか解釈がわかれると、読者に明確になるよううな定義があるとよりわかりやすいと考えます。</p> <p>・放送事業者のコンテンツにはさまざまな権利者が存在するほか、個人情報や肖像、犯罪履歴などが含まれます。</p> <p>これらが開発・学習時に無制限に利用されることには大きな懸念を抱いています。ステークホルダーの利益を損なう事態が生じた場合は、AI事業者がアカウンタビリティを果たし、事態収拾の責務を有することをガイドラインに明記する必要があります。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>「法律上の責任」については、当該法律の内容により、何らかの財産上の責任を負う場合も想定しますが、当該箇所においては、事実上・法律上の責任、と幅広く説明をしている部分であり、特段、その旨に触れる必要はないかと考えております。</p> <p>また、「責任者」についても、各事業者の組織等の実情に合わせて明示いただくことを想定しております。</p>
<p>本編2部B,C 7) アカウンタビリティ 定義</p> <p>7)アカウンタビリティと 6)透明性、を明確に区別するため、合理的な範囲でアカウンタビリティを果たすことが重要、のアカウンタビリティを説明責任に変更すべき。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 7) アカウンタビリティ 情報開示範囲 情報開示範囲について ・プライバシーや営業秘密に精通していない事業者でも予見可能性を高められるよう「社会的合理性」をどのように解釈すればよいか説明を追加いただくことを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本知的財産協会】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 7) アカウンタビリティ 説明事項の具体化 ・ステークホルダーへの情報提供・説明事項として指摘されている各事項について具体化してほしい。 ・「AIシステム・サービスの提供先やAI利用者が所在する国・地域等において適用される関係法令等」についても具体化をしてほしい。 ・「各主体のAIガバナンスに関するポリシー、プライバシーポリシー等の方針を策定し、公表する」とあるが、例えば利用者としてのみAIを活用している事業者についても、AIポリシー等の策定が必要となるのか。また、仮に必要な場合、どのような内容が想定されているのか。 ・AIが誤情報を出力するのは頻繁に発生することであるため、ステークホルダーからの指摘の受付が事業者にとって過度な負担になる可能性があります。むしろ、「AIは誤情報を出力することがある」とステークホルダーにあらかじめ説明することの方が現実的な方策ではないかと思われます。 ・外部のサービスを自社が提供する際に、自社より外部サービス提供者に確認・要請すべき事項を具体的に示すべき。 ・トレーサビリティには、開発・提供・利用中に行われた意思決定等に加え、関与やアクセス及びAIシステムに加えられた変更の追跡が可能な状態を確保する必要性の検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【AIJC】【AIGA】【SAS Institute Japan】【(一社)新経済連盟】【(一社)日本経済団体連合会】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 7) アカウンタビリティ 責任者の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「AI事業者ガイドライン案」本編 <p>7)アカウンタビリティ 2.「共通の指針」の対応状況の説明 3.責任者の明示</p> <p>各主体においてアカウンタビリティを果たす責任者を設定する。 →膨大なデータを扱う・収集を要する分野に対し、責任者という設定は個人に対しリスクが重大すぎると考える。データ収集に関わる全ての人材に対し責任を生じさせる、または企業自体が負う必要性を感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法の定めにより代表権を持つ者以外とは別に「アカウンタビリティ」の責任者を置き明示することについて、会社に対する責任追及であれば、すでに会社名とその役員の氏名が明らかになっているため、それ以外の者を外部に対して明示することで何を達成したいのか、その必要性について明確にしていただきたい。また、P.18の脚注では、アカウンタビリティは「事実上・法律上の責任を負うこと」とありますが、法人の中の責任者個人が法律上の責任を負うというようにも読め、当該責任者のなり手がないなくなるにも見受けられるため、責任範囲について明確化をしていただきたい。 ・今後、バリューチェーン上の望ましい責任分担のあり方、あるいはその決定の手法などについて、先行する事業者の事例なども踏まえつつ調査・検討が進められることを期待する。 <p style="text-align: right;">【AICJ】【AIGA】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。 「責任者」については、各事業者の組織等の実情に合わせて明示いただくことを想定しております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 8) 教育・リテラシー 賛同</p> <ul style="list-style-type: none"> AIに関わる者やステークホルダーに対し、AIの複雑性や誤情報といった特性や、AIが意図的に悪用される可能性があることを踏まえた教育が必要とする趣旨に賛同。 教育・リテラシーについて示されていますが、現在、学校教育でも、社会人教育でも、AIに関して教育を受けられる環境にありません。この分野の専門人材が簡単に確保できないと推測されることから、今後も教育が容易とは考えにくいと思われます。そのため、AI利用者等からの情報提供のみならず教育への支援が大変重要になります。積極的な支援をしていただくようお願いします。 <p style="text-align: center;">【全国消費生活相談員協会】【(一社)日本民間放送連盟】</p>	<p>ご賛同意見として承ります。また、ご意見いただいた点については、今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 8) 教育・リテラシー 位置づけの見直し要望</p> <p>他の法律や政府機関によって対処される必要がある問題の複製・再現や混乱を避けべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育機会の確保や社会全体のイノベーションの促進は、一義的には政府の責任であり、民間事業者への要請に関しては、憲法で保障された事業運営の自由との間で常に緊張関係が存在する。 高度なAIシステムのセキュリティに精通する人材は、国内外において非常に不足していると考えられます。事業者による取組では限界があるような課題については、AIセーフティ・インスティテュート等の政府研究機関を通じた人材育成や技術支援が望されます。 <p style="text-align: center;">【AICJ】【Google】【LINEヤフー】</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>各主体それぞれの取組に加え、社会（政府・自治体及びコミュニティも含む）と積極的に連携することが期待されるため、教育・リテラシーやイノベーションの促進なども記載しております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 8) 教育・リテラシー 修文 以下のとおり、文言を修正することが適当です。 ステークホルダーに対して教育やリテラシー向上のためのフォローアップを行う。</p> <p style="text-align: right;">【Google】</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>本編2部B,C 8) 教育・リテラシー 具体化 「AIリテラシー」の定義が明確にはなされていないため、人材育成等の取組をどの程度まで実施することが期待されるのかを読み取ることが難しくなっている。例えば「AIリテラシーとは、AI技術およびそれを使用したAIシステムのリスクを踏まえた上で、その適切な利用方法を自ら考えられる能力」などといった形で、明確に定義することを検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 8) 教育・リテラシー 雇用の維持 私たちNAFCAは、本ガイドラインには明示的に「雇用の維持」が掲げられていないことを危惧します。 AIの普及によっていかなる雇用も脅かされてはならず、進化するAIとともに働く人の働き方も進化することでイノベーションが発生すると、私たちは信じています。もちろんこれは芸術に関わる仕事も例外ではありません。 ガイドライン案の作成にあたっては、より踏み込んだ強い表現で、「雇用の維持」に関する努力義務を盛り込むよう要請いたします。</p> <p style="text-align: right;">【NAFCA】</p>	<p>ご意見として承ります。 なお、8) 教育・リテラシー ②教育・リスクリキングにおいて、ご意見の趣旨も含め、新たな働き方ができるような教育・リスクリキング等の検討について、記載させていただいております。</p>
<p>本編2部B,C 8) 教育・リテラシー 生成AI 「AI事業者ガイドライン案」本編/第2部/P21/7行目以下 生成AIのリテラシー教育について 大いに賛成です。私はAI利用者ですが、先行的に行われた悪用例のイメージに引きずられて、生成AIについて誤解する方があまりに多い印象を抱いています。 「AIは完璧ではなく、一見質が高いように見えるものを高速で生成することができる道具であり、単なる使用はさておき、活用にはスキルが必要となる」という利用者の実体験を知らないままに非難する方が多いです。 また「学習そのものは適法であること」と、「類似性、依拠性を鑑みて悪質なimage to imageは違法性が高い」などの、現行法でもAIを利用した悪質行為に対応可能などの部分が理解できていない方もよく見受けられます。 「複雑な目的物生成のためのAI活用が有用ながらどれだけ困難か」などの体験ができる教育機会が、広く提供されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】【個人】</p>	<p>ご賛同意見として承ります。また、ご意見いただいた点については、今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 8) 教育・リテラシー リスクへの対応</p> <p>共通の指針全体を通し、リスクに対する対策が実施不可能な程度に広範であるとともに、実施のための具体的なアクションを想定できないものが散見される。各主体において現実的に取り組める指針として頂きたい。「自動化バイアス等の AI に過度に依存するリスク」は受け手のリテラシーにも大きく依存するところ、各主体がとれる「必要な対策」については限度があり、そのリスクを各主体のみで排除しきることは困難である。については、当該記載を、各主体において「現実的に取りうる対策」(例えば、注意喚起)を「リスクに応じて講じる」と修正頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【JDLA】</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、ガイドライン上で示した実施事項については、開発するAIモデルや提供するサービスの内容等に依存し、一概に具体化することが難しいため、B. 原則において、「これらの取組は、各主体が開発・提供・利用する AI システム・サービスの特性や用途、目的や社会的文脈を踏まえ、各主体の資源制約を考慮しながら自主的に進めることが重要である」としております。</p>
<p>本編2部B,C 8) 教育・リテラシー 主体別の対応</p> <p>表1の「教育・リテラシー」の項目は共通指針のみでAI開発者、AI提供者、AI利用者それぞれ個別の項目はない。しかし、それぞれにおいて提供モデル、提供システム、提供サービスが存在するはずなので、ステークホルダーに対する教育としてそれぞれに特化したものが存在すると考える。例えば、提供システム、提供サービスの組み合わせが異なればセキュリティを脅かす方法がそれぞれで異なってくる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、8) 教育・リテラシーについては、開発・提供・利用するAIシステム・サービスに応じて異なる対応が必要なものについては別添にて記載させていただいております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 9)公正競争確保 全般</p> <p>他の法律や政府機関によって対処される必要がある問題の複製・再現や混乱を避けるべき。例えば、「競争環境の確保」など、すでに他の公共政策でカバーされている事項がガイドラインに含まれています。例えば独占禁止法など、公共政策として競争環境を確保することの重要性は理解していますが、各民間事業体への勧告であるガイドラインに含まれる場合、混乱を招く可能性がある。</p> <p>AIアルゴリズムによるランキング操作等も想定されているのであれば、「AIアルゴリズムによる公正な評価がなされるよう」という趣旨も必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】【Google】【JEITA】 【(一社)日本経済団体連合会】【個人】</p>	<p>ご指摘の「社会と連携した取組が期待される事項」については、「AIによる社会への便益を一層増大させ、我々が目指すべき「基本理念」を実現していくため」に、「各主体それぞれの取組に加え、社会(政府・自治体やコミュニティも含む)と積極的に連携することが期待される」事項として記載しております。</p> <p>また、「公正競争確保」については、上記の趣旨から、AIを活用した新たなビジネス・サービスが創出され、持続的な経済成長の維持と社会課題の解決策の提示がなされるよう、事業者に対し、公正な競争環境の維持に務めることを期待する趣旨であり、ご指摘の「AIアルゴリズムによる公正な評価」を特段意図しておりません。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 10) イノベーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドライン全体を通して、リスクとその対策に関する記載の分量が圧倒的に多く、イノベーションの促進に関する記載が少ない。「はじめに」では、過度な対策を講じることがAI活用やひいてはイノベーションが阻害されるという立場を取っているにもかかわらず、第2部以降の記載内容と整合しない。イノベーションについてはわずか3項目について触れるのみである。しかし、AI領域で真にイノベーションを望むのであれば、あらゆるステークホルダーが一体となって取り組む必要があるところ、取り組むべき項目は多岐にわたるはずである。例えば、官公庁や自治体が積極的にAIを活用し、社会実装の先鞭をつけることは市場の拡大に重要である。については、イノベーションの項目を、リスクと同程度の粒度でより詳細に記載頂きたい。 ・標準仕様がある場合とは具体的にどのような場合を想定しているか別添にも記載がなかったため、具体例をお示しいただきたい。 <p style="text-align: right;">【AIGA】【JDLA】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編2部B,C 10) イノベーション</p> <p>「AI事業者ガイドライン案」本編 /第2部 C.共通の指針 10) イノベーション/p21/AIのイノベーションに必要なデータが創出される環境の維持に配慮する/ AIの潜在的なコンテキストを幅広く提供することは歓迎すべきことですが、非常に幅広の目標のように思われます。</p> <p>「AI事業者ガイドライン案」本編 /第2部 D II)/p23/リスクレベルに見合った適切なタイミングで、AIシステムの活用状況のモニタリングを実施し、それらに対処するための適切な措置を講じる/該当する記載のガイダンスを支持します。また、適切な措置を講じることについて目標レベルあるいは達成レベルを含めることでさらに有益になると思慮します。</p> <p style="text-align: right;">【SAS Institute Japan】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

③本編2部A-C

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>本編2部B,C 10) イノベーション オープンソースまたはオープンアクセスAIシステム（「オープンイノベーションAI」）の開発者が下流のAIアクリターによる誤用を軽減する責任を負うことは、法の原理から言えば間違っていると考えます。責任を下流の悪質な行為者ではなくAIの開発者に求めることは、オープンイノベーションを阻害するという結果をもたらしかねません。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>区分 本ガイドラインのAI開発者には次の二つのタイプ構造がある点は無視できないと考える。</p> <p>「基盤モデルを開発する」AI開発者 「基盤モデルを活用する」AI開発者</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>全般_文言の追加 ・以下のとおり、文言を追加することが適当です。 ただし、I)～XI)は高度なAIシステムを開発するAI開発者にのみ適用される内容もあるため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>全般_文言の追加 ・セクションDは、高度なAIシステムの指針は、高度なAIを開発する組織のための国際的な行動規範に基づいていると述べています。その行動規範に同調する開発者は、各主体固有の事項の関連要素に準拠していると推定されることを明確にする必要があります。 ・本ガイドラインでは、「ただし、I)～XI)はAI開発者にのみ適用される内容もあるため、第3～5部に後述のとおり、AI提供者とAI利用者は適切な範囲で遵守することが求められる。」としていますが、知的財産権の侵害は、AIシステムが著作権を侵害する出力を生成するために使用される場合にのみ可能であるため、この要件をAI開発者に向けることは適切では無いと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>全般 高度なAIシステムが抱える偽情報の拡散などのリスクに関し、AIに関わる者やステークホルダーの課題認識や対処が必要とする趣旨に賛同します。偽情報の拡散などのリスクは、本ガイドラインが対象とする3つの主体にとどまらず、広く国民一般に認識される必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】</p>	<p>ご賛同意見として承ります。また、ご意見いただいた点については、今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>全般_修文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本GL内「高度なAIシステムに関する事業者に共通の指針」において、「遵守すべき」とあるが、広島AIプロセスでは“call on commitment”(コミットを要請する)という言葉が使われている。遵守(comply)という表現は法的拘束力を想起させるものであるため、「重視」等の用語を用いることが望ましい。 ・記載内容の意義は理解できますが、優先度(特に投資)まで規定するのではなく、「～の研究を推進し、～への投資を推進する」程度の表現がよいのではないかでしょうか。 ・安全保障関連やサイバー攻撃リスクなどを考慮すると、一部のシステムについては、公表することが適切でない場合があると考えます。「公表あるいはステークホルダに提供」などがよいのではないかでしょうか。 ・ファインチューニングにも適用可能な対策という意味で記載されている場合、この記述だとファインチューニングが対策の1つであると誤解される可能性があると考えますので、誤解のない表現にした方が良いと考えます。 <p style="text-align: right;">【AIGA】【三菱電機】【個人】</p>	<p>広島AIプロセスの国際指針や国際行動規範の日本語訳を引用しており、そのままの文言といたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>レッドチーム</p> <p>私たちが提案したように、「高度なAIシステム」の定義が、現在の業界のフロンティアよりも全体的に強力な生成モデルやシステムのみに適用されるように修正されるのであれば、私たちは原則的にこの責任を受け入れます。そのような場合、適切な措置を講じる義務（「レッドチーム化」）は、フロンティアモデルのリリースの開発者にのみ適用されることになります。そのようなモデルは通常のAIモデルよりもリスクが高いので、こうした義務を課すことは適切であると考えます。しかし、「先進的なAIシステム」が現在の定義のように広範で曖昧なままであれば、このレッドチーム義務は、すでに導入されている現行世代のモデルや、それほど多額の投資を必要としない低リスクのモデルにも適用されることになります。適切な措置を講じる義務が「レッドチーム」に言及する場合、レッドチームは極めて資源集約的であり、膨大な時間、費用、労力を必要とすることに留意することが重要です。通常のAIモデルをレッドチームを行うコストは法外に高く、AIのイノベーションを阻害する結果に直結します。さらに、ある悪質なコンテンツや危険なコンテンツを探査・特定するためには、一体何を探査・特定しようとするのかについての知識が必要になります。特に、生物学や科学等の専門分野について言えば、ほとんどのテクノロジー企業には、政府であれば持ち合わせているかもしれない専門的な知識を持っていません。したがって、政府からのガイダンスなしに問題を特定する責任を企業に負わせないようにすることが重要です。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>位置づけ 【意見】 このガイドラインは多くの人が読むことを考慮し、P27～29と同様に、AIライフサイクルの各段階に再整理した上で記載することを要望する。 【理由】 広島AIプロセスの国際行動規範に基づくものと理解するが、P27～29における整理軸と異なる軸での記載であり、読み手にとって分かりにくいため。</p> <p style="text-align: right;">【JEITA】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>I) AIライフサイクル全体にわたるリスクを特定、評価、軽減するための措置 AIに関するすべての主体がAIライフサイクル全段階において作成されたすべての情報にアクセスできるとみなすのではなく、I)では、ライフサイクルにおける役割に基づいて、異なる組織によるリスクの特定、評価、軽減を奨励すべき。</p> <p style="text-align: right;">【BSA The Software Alliance】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>II) 導入後の脆弱性と悪用の特定と緩和 AIシステムを利用する導入者(例えば、AI利用者)に適用されるように改訂し、システムの開発者など、懸念に対処する立場にない組織にそのような責任を課さないことを強く推奨。</p> <p style="text-align: right;">【BSA The Software Alliance】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>III) 透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは学習した内容を公表を求められた場合それに従うということか。 ・AIの透明性に関して、データの出所や意思決定方法の文書化については支持するが、これらを無条件で公表することには反対。 <p style="text-align: right;">【BSA The Software Alliance】</p>	<p>ご意見として承ります。 本ガイドライン全体として、「無条件での公表」を特段求めるものではありません。</p>
<p>IV) 責任ある情報共有とインシデント報告への取り組み</p> <p>脆弱性に関するどのような報告を指しているのかを明確にすることを推奨。一般に、企業は、パッチを開発するか他の緩和策を実施するまでは、脆弱性を報告すべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【BSA The Software Alliance】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>外部監査</p> <p>IV. 外部監査ではなく、説明責任ツールとして影響評価を支持する。</p> <p>AIガバナンスの分野はまだ始まったばかりで、ベストプラクティス、基準、説明責任ツールはまだ成熟していません。リスクの高いAIツールの保護対策を検討する際、政策立案者は、現在利用可能な実績のある実行可能なアプローチと、効果的な導入の前に構成要素の追加を必要とするアプローチを検討すべきでしょう。</p> <p>当社は、ガイドライン案が、組織のAI管理システムが適切に導入され、組織のAIガバナンス目標に沿っているかどうかを判断するために、社内リソースまたは外部監査機関のいずれかを使用することを示唆している点に留意します。外部監査が説明責任ツールとして提示されていることは理解できますが、現時点での外部監査の実施には注意が必要です。Workdayは、AI監査はまだ発展途上の分野であり、AIツールを監査するためのコンセンサスとなる技術基準や共通の基準は存在しないと考えています。また、監査の質と完全性を確保するために必要な、第三者であるAI監査人を拘束する専門的基準も存在しません。このような基準がないと、AI監査の拡大は現実的に大きな課題となります。さらに、Workdayは透明性を促進する必要性は理解しているものの、機密情報や専有情報を含む監査結果の公表を事業者に義務付けることは推奨しません。これは、企業が自主的にAIシステムの厳格な審査を行う意欲を損なう可能性があるためです。これらの理由から、外部監査はAIガバナンスの透明性を達成するための適切な解決策ではないというのが当社の見解です。これとは対照的に、影響評価は、技術によってもたらされるリスクを特定し、文書化し、軽減するために、すでに組織で広く利用されており、特にEUの一般データ保護規則の下で義務付けられているプライバシーとデータ保護の分野において顕著に利用されています。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>(前ページ続き)特筆すべきは、違法な差別につながりかねない潜在的な偏見を発見し、緩和する上でも役立つツールであるということです。また、立法者、ビジネスリーダー、市民社会の間では、高リスクのAIツールの影響評価は、現在利用可能な最も有望なAI説明責任ツールであるとのコンセンサスも高まっています。</p> <p>Workdayは、実績のある説明責任ツールである影響評価を支持しています。影響評価は、AIの開発者、プロバイダー、リスクの高いAIツールのビジネスユーザーが実施できる総合的かつ反復的なリスク評価であり、まだ発展途上の技術基準に依存しないため、実用的でもあります。そのため、Workdayは、ガイドライン案の付録の「評価」セクションから外部監査の推奨を削除し、代わりに説明責任ツールとして影響評価を支持することを推奨します。当団体は、外部監査がAIエコシステム全体の信頼を確立する上で重要な役割を果たす可能性があることを認めつつも、政府がこの問題について慎重に検討することを推奨します。サイバーセキュリティやプライバシーの分野とは異なり、AIシステムの監査人の専門的基準に関するコンセンサスもなければ、監査人に関する統治機関もないなど、AIにおける第三者監査のための確固とした基盤は存在しません。現時点では、組織内部での独立監査と統制を奨励することが有効であり、企業のイノベーションを促進する観点からも適切であると考えます。ガイドラインのドラフトに記載されているように、認証・監査体制に関する技術基準の多くは、現在も議論が行われているところでまだ確立されていません。国際標準化機構(ISO)は、リスク管理手法に関するガイダンスを含むいくつかのAI関連規格を発行しているものの、他の多くの規格はまだ開発中です。共通の基準がなければ、監査の質は大きく異なってしまいます。もし外部監査に言及する場合は、ISOのような国際的に認知された規格に基づくものに範囲を限定するべきです。</p> <p style="text-align: center;">【AICJ】【日本マイクロソフト】【Workday】</p>	<p>-</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>・v) リスクベースのアプローチに基づくAIガバナンス及びリスク管理方針の策定、実施、開示</p> <p>・組織がAIのライフサイクル全体を通じてリスクを評価し、軽減するためのリスク管理プログラムを開発し、実施すべきであり、効果的なリスク管理プログラムにおいて重要なのは、影響評価の実施であることをガイドライン案において認識することを奨める。</p> <p>・リスクベースのアプローチにもとづくAIガバナンス及びリスク管理方針を策定し、実施し、開示する/ 該当する記載について、「リスクベースのアプローチにもとづく」部分を「リスクベースのアプローチと原則主導にもとづく」と変更することを提言します。その方がよりガイドライン案が意図するアプローチに沿うように思われます。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

【AIGA】【SAS Institute Japan】【BSA | The Software Alliance】

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>VII) 信頼できるコンテンツ認証及び来歴メカニズムの開発と導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIが生成したコンテンツをユーザが識別できるような、信頼性の高いコンテンツ認証および来歴メカニズム（電子透かしなど）を開発・導入することは、AIポリシーにおいて注目すべき重要な点であるため支持する。 ・表現の自由への配慮は前提とした上で、AIで生成されたコンテンツを識別出来るようにしたり、誰がどう作成したコンテンツなのかを追跡出来るようにする等、実効性のある対策が必要。 ・電子透かし等については、技術的に可能な場合ではなく義務的に導入すべきである。 ・社会参加する人々を分断することのないように、コンテンツと制作方法を切り分ける認知能力のあるものが規範を考えることが望ましい。 ・悪用によって社会的に大きな影響を及ぼすAIにおいては、一企業の提供したサービスによって社会を揺るがす問題に発展する恐れがある。そうした問題を防ぐためにも、コンテンツ識別技術に過度に依存した開発は防ぐべきである。 	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

次ページへ続く

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>(前ページ続き)</p> <p>・生成される音声及び映像コンテンツのための来歴証明(provenance)と透明性の確保のためのツールは、激しい技術開発が続けられている分野ですが、未解決の難しい技術的課題を抱えたままであります。私たちは、WHCと同様に、この原則は現実とほとんど区別がつかないようなコンテンツにのみ適用されるべきであると考えます。原則は、"ディープフェイク"の文脈のように、AIが生成したものと区別されずに欺瞞的に使用される可能性のあるコンテンツからのリスクに焦点を当てるべきです。この混乱や欺瞞のリスクは、明らかにAIが生成したコンテンツには当てはまりません。また、この原則は、音声や映像のコンテンツにのみ適用されるべきであり、テキストには適用されるべきではありません。テキスト内に透かしを埋め込む技術は未だに発展途上です。また、AIが生成したテキストが人間が書いた文章の一部として用いられた場合を考えた時、除去できない透かしを入れることを求めるようなことは、事態を解決させるどころか、むしろ混乱を助長するおそれがあります。以上を踏まえ、以下の具体的な修正を提案します：VII) 技術的に可能な場合は、電子透かしやその他の技術等、AI利用者及び業務外利用者が、AIが生成した写真のように現実感のある音声及び画像コンテンツを識別できるようにするための、信頼できるコンテンツ認証及び来歴のメカニズムを開発し、導入する。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】【CBCテレビ】 【中部日本放送】【BSA The Software Alliance】【個人】</p>	-

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>XI) 適切なデータインプット対策と個人データ及び知的財産保護の実施 XI) が、既存の規制の枠組みではとり扱われていないシステム・レベルのリスクに対処しているのとは異なり、XI)は、既存の規制が既に有効である課題に関与しているため、本項目は不要ではないか？ ・データセットは開示されるべきではない ・知的財産の保護について、セーフガードのみでなく、削除を行う仕組み（マシンアントラーニング）を導入するべき</p> <p style="text-align: right;">【BSA The Software Alliance】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>XI) 適切なデータインプット対策と個人データ及び知的財産保護の実施 ・著作権に関する懸念については、以下のように対応することを提案します：XI 適切な適用法令に基づき、個人データ及び知的財産を保護する。 ・著作権・AIに係る当該議論が終了するまでは、本ガイドライン案では、個人情報・知的財産規制を遵守するという一般的な責任以上の知的財産権問題についての議論は差し控えることが適当です。私たちは、「著作権問題の解決」によって、著作権法第30条の4による権利制限規定がもたらしてきた利益を覆さないことを望みます。権利制限規定は、機械学習及びAI開発者が必要と思われる方法と範囲で、大量のテキスト・データから新しい知識や洞察を発見するための自動的な情報処理を行うことができるようするために制定されたものと理解しています。 ・（著作権・知的財産）生成AIは、日本を変革し、日本の強力なコンテンツ産業を含む、より強固なデジタル経済を確立する可能性を秘めています。政府は、モデル開発者がAIモデルを開発するのに十分かつ品質の高い学習データに事実上アクセスできないような状況が生じることを避けるべきです。当団体は、AI開発者や提供者がユーザーのあらゆる行為に対して責任を負うことにならないような政策アプローチをとることを推奨します。私たちはこの項目を完全に削除することを提案します。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

④本編2部D

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>「VII. 技術的に可能な場合は、電子透かしやその他の技術等、AI 利用者及び業務外利用者が、AI が生成したコンテンツを識別できるようにするための、信頼できるコンテンツ認証及び来歴のメカニズムを開発し、導入する透かしや識別子を利用することに加え、各主体がこの分野の状況を前進させるために協力し、研究に投資すべき」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加する人々を分断することのないように、コンテンツと制作方法を切り分ける認知能力のあるものが規範を考えることが望ましい。 ・悪用によって社会的に大きな影響を及ぼすAIにおいては、一企業の提供したサービスによって社会を揺るがす問題に発展する恐れがある。そうした問題を防ぐためにも、コンテンツ識別技術に過度に依存した開発は防ぐべきである。 ・AIによる生成物に関してのみ電子透かしを取り入れるような施策は不十分である。個人の身体的安全、社会的な安心、決裁、係争、経済安全などをはじめとした重要な局面に活用される位置情報に関する、電子透かしと共に記録することの義務化を検討してほしい。 	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

【LocationMind】【個人】

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑤本編2部E、別添2

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2部「AIにより目指すべき社会と各主体が取り組む事項」においては、各主体(AI開発者、AI提供者、AI利用者)が取り組む事項が記載されているが、E.「AIガバナンスの構築」はそれと異なる観点からの記載となっているため、レイヤーを区別して各主体が取り組む事項とE.「AIガバナンスの構築」の関係性を説明した図があるとより理解しやすくなると考えられる。 ・中長期的な研究事業や事例蓄積を通じて、バリューチェーン全体でのリスクの評価や低減、トレードオフの解消のための方策等について、ベストプラクティスやステークホルダー間の議論の効果的な枠組みを示すことが望ましい。 ・AIモデル・システムに関する複雑なバリューチェーン全体でリスク低減に取り組むべきという指針自体は理解できるものだが、実際にリスク測定や低減に取り組むのは容易なことではなく、十分なプラクティスも蓄積されていない。 ・各主体によって、文脈に関連し、バリューチェーンにおける役割を反映する方法で適用されるべきであることを記述する必要があると考えます。 ・スマールスタート可能な軽量で効果的なガバナンス構造の例示を追加することを提案致します。 <p style="text-align: center;">【AIGA】【SAS Institute Japan】【調和技研】【日本マイクロソフト】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>外部監査</p> <p>外部監査はAIガバナンスを達成するための適切な解決策ではなく、このような提案をガイドライン案から削除することを奨める。</p> <p style="text-align: center;">【BSA The Software Alliance】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑤本編2部E、別添2

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>権限移譲 AI ガバナンスとマネジメントを適正化し、限られたリソースを効率的に活用するために、適切な権限委譲の促進も期待される。</p> <p>別添2冒頭の当該箇所は削除が適当です。 このような方向性の記載は本編にも出てきておらず、むしろ、経営者を含む事業執行責任者がリスク対策を検討・実践することが重要であるとされています。</p> <p style="text-align: right;">【Google】</p>	<p>ご意見を踏まえ、別添2P.18の該当箇所を以下の通り修正いたします。 <u>「AIガバナンス及びマネジメントを適正化し、限られたリソースを効率的に活用することも期待される。」</u></p>
<p>リスク 【意見】 記載されている項目が一例であることを明示することが適切と考える。 【理由】 例として挙げられているものであることがわかるようにするため。</p> <p style="text-align: right;">【JEITA】</p>	<p>ご意見を踏まえ、本編P.25の該当箇所を以下の通り修正いたします。 <u>「複数主体にまたがる論点の例: AI リスク把握、品質の向上、各 AI システム・サービスが相互に繋がること (System of Systems)による新たな価値の創出、AI 利用者又は業務外利用者のリテラシー向上等</u> <u>主体間で整理が必要になりうる点の例: 学習及び利用に用いるデータ・生成された AI モデルに関する権利関係の契約等」</u></p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑤本編2部E、別添2

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>リスクや倫理のコンサルテーション</p> <p>・本ガイドラインは一貫して「リスク」や「倫理」の内容を不明確にとどめているが、行政や事業者の恣意的解釈を生むおそれを生じさせる。AIをめぐる規制は、国の統治の原則である憲法及び国際人権法が支配する。ガイドライン案は、1.リスクとはこれらの法が保障する人権に与えるリスクを意味し、2.その受容度はこれらの法の適用を通じて判断される、3.リスクの程度の把握には、当該AIの利用により最も影響を受けやすい人やそうした人をサポートするNGO等へのコンサルテーションが不可欠である（彼らが、最新・直接の情報を持っているため）と明記すべきである。</p> <p>・「本編 /第2部 E.AIガバナンスの構築/p25/なお、具体的な検討にあたっては開発・提供・利用予定のAIのもたらすリスクの程度及び蓋然性や、各主体の資源制約に配慮することが重要である。/配慮することが重要である点について、引き起こされる可能性のある被害を含めることをご検討願います。</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>位置づけ</p> <p>意見16 別添ガバナンス部分</p> <p>別添2「第2部 E.AI ガバナンスの構築」関連</p> <p>本編で充分ではなかろうか。つまり、別添からは「第2部 E.AI ガバナンスの構築」(p.18 - p.69)全体が不要と思われる。本編からの詳細の参照先は、別添ではなく、会社法、コーポレートガバナンスコード、価値協創ガイダンス、人的資本可視化指針等とすることが望ましい。事例企業も業種が偏っており各社のPBRも高くないため、ガバナンスの好事例ではない。この「第2部 E.AI ガバナンスの構築」全体を削除するとして、会社法やコーポレートガバナンスコード等からは通常には想定できないような、どうしても残すべきことは、本編にいれるべきである。</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑤本編2部E、別添2

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添2ガバナンス 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行動目標について「可能であれば、合意的な範囲で」の取り組みとすべき旨の追記が必要ではないか。 ・付属資料全体の性格と整合性を取るため、以下のとおり修正することが適当です。このうち、行動目標については、一般的かつ客観的な目標であり、社会に対して一定のリスクを与える AI システム・サービスの開発・提供・利用に関わる全ての主体にあてはまる <p style="text-align: right;">【Google】</p>	<p>行動目標については「各主体が置かれた個別具体的な状況や、各主体の開発・提供・利用する AI システム・サービスの目的、方法、評価の対象により、どの要素が有用であるかは異なる。そのため、実践のポイントや実践例の採否は、各主体に委ねられる」と整理しております。</p>
<p>別添2ガバナンス データセット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添2.A P39 例であることを明確にするため、なお、例えばデータセットに関する情報は、以下のようなものが該当する、と変更すべき。 <p style="text-align: right;">【(一社)日本経済団体連合会】</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
<p>別添2ガバナンス 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン案の付録の「評価」セクションから外部監査の推奨を削除し、代わりに説明責任ツールとして影響評価を支持することを推奨。 ・本編 / 第2部 E.AIガバナンスの構築/p25/更に、この AI ガバナンス・ゴールを達成するための「AI マネジメントシステムの設計」を行った上で、これを「運用」する。その際には、各主体が、AI ガバナンス・ゴールとその運用状況について外部の「ステークホルダーに対する透明性、アカウンタビリティ(公平性等)」を果たすようにする/AI システムの運用中に活用する適切なメトリックを活用(計測、モニタリング)する点を含めた記載とすることを提言します。 <p style="text-align: right;">【SAS Institute Japan】【Workday】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 全般 具体化 別添においては、より具体的に、どのようなデータが適正利用の範囲になり得るのか（例えば、法律上保護される利益に関するものとは何か）を例示されるとAI開発者にとっては有益な情報になるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)新経済連盟】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>第3部 全般 具体化 「AI開発者は、AIモデルを直接的に設計し変更を加えることができるため」との記載があるが、どのレベルの開発者を指しているかが不明確である。ライブラリを「使う」レベルの主体か、ライブラリを「作る」レベルの主体かでモデルに変更を加えることができる範囲が大きく変わるために、こうした差異を踏まえた表現に見直すことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 全般具体化 「環境や気候への影響を含むリスクを積極的に管理し、リスクに関する研究とベストプラクティスを共有することを奨励」という記載について、具体的に「環境や気候への影響」への対応として、どのような取組があり得るのかを、実務的に理解しやすい形で明示することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】【(一社)日本経済団体連合会】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>第3部 全般具体化 ログ ・「AI事業者ガイドライン案」別添(付属資料)／第3部／P86／[具体的な手法]・ログの記録 より具体的なログの例示をお願いしたいです。 ・別添/第3部/P86にて「具体的には以下のログを記録・保存」とあるが、「AI開発時に何のデータを使用したのか?等」と曖昧な表記となっている。より具体的な手法を示す箇所のため、利用者が何を記録したらよいか、より具体的にするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【調和技研】【JDLA】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 文書化</p> <p>共通の指針全体を通し、リスクベースアプローチに基づき書かれていない。該当部分も「可能な限り」「文書化する」とされており、各主体はリスクの多寡にかかわらず、第三者検証に向けた最大限の文書化を義務付けられていると読める。文書化の意味が必ずしも明らかではないが、かかる対策を実行するために工数と費用を割く必要が生じることで、我が国のAI企業は、他国のAI企業との開発競争において開発速度と投資額両面で不利な立場におかれることとなる。リスクベースアプローチの考え方に基づき、「リスクを考慮して残すべき記録を選別しつつ」、文書化にこだわらず「開発者の作業の負担を考慮して、事後的に検証可能な方法で記録することが望ましい」と修正頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【調和技研】【JDLA】</p>	<p>ご意見を踏まえ、注釈22にて、文書化は特定の様式による必要はない旨を記載するよう、修正いたします。</p> <p><u>「文書化」については、後から容易に確認可能となるよう適切なツールで記録が残されていれば差し支えなく、必ずしも紙媒体や特定の文書の形式による必要はない」</u></p>
<p>第3部 グローバルな検討枠組み</p> <p>「AI事業者ガイドライン案」本編、第3部、P27</p> <p>国境を越えたリスクに対処し、技術の開発と利用に関する国際協力を可能にするために、AIに関するグローバルに一貫したガバナンスの枠組みが重要です。この点で、高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範との整合性を高めることが重要です。低リスクで価値の高いAIではなく、リスクの高いAIに焦点を当てたリスクベースのアプローチの重要性を改めて強調します。また、開発者が満たすのが難しい要件がいくつかあります。例えば、開発時に開発者が特定できないリスクに対処するためのシステムを開発することは困難です(D.2iii)。代わりに、開発者がリスク評価を実行し、特定されたリスクに対処するための要件が必要であると考えます。また、開発者は、モデルの盗難を防ぐために、安全でセキュアなインフラストラクチャでモデルを開発する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【日本マイクロソフト】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 構成</p> <ul style="list-style-type: none">・「AI開発」は、用語としてはすべてを含んでいるため、<ul style="list-style-type: none">* データ前処理・学習時* AI開発時 <p>という区分については理解がしづらいと考える。次のように三つに再構成してはいかがでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none">* 事前準備・計画* データ準備・前処理* モデル作成・学習 <ul style="list-style-type: none">・前ステップとして「開発環境の準備」を追記してはどうか。	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>第3部 公平性</p> <p>不当なバイアスが生じ得る情報を決定する際に憲法 14 条 1 項のほか、「国際的な人権に関するルールで言及されている属性」も考慮することであるところ、具体的に考慮すべきルールを例示等で明確にしていただきたい。また、個人情報保護法及び同政令・規則が定める要配慮個人情報も本趣旨に適合するものと解されるが、この理解で誤りはないか、もし誤りがなければその旨を明記してはどうか。</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 前書き 具体例を挙げられている内容は、必ずしもしも、リスク同士や倫理観の衝突の例とはいえず、以下のような変更が適当です。</p> <p>時に、正確性を重視するためにプライバシーや公平性が損なわれたり、プライバシーを重んじすぎて透明性が損なわれたり等、様々な利益の間でトレードオフや緊張関係が生じる場面がある。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>第3部 前書き_ガイダンス 原案の記載振りはどのような措置を意図しているか不明確であり、以下の通り、修正することが適当です。 AIの提供・利用により危害が発生することを避けるため、AIの利用可能な使い方について明確な方針・ガイダンスを設定する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P.27 D-2) iii.の説明を以下の通り修正いたします。 「開発時に想定していないAIの提供・利用により危害が発生することを避けるため、安全に利用可能なAIの使い方について明確な方針・ガイダンスを設定する」</p>

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 記録 不特定の期間にわたって記録を残すことは、プライバシーとの関係でもリスクがあることから、以下のとおり、文言を追加することが適当です。 データ量やデータ内容に照らし合理的な範囲・期間で(P17) 合理的な期間、記録を残すことが重要である。(P27) 事後検証のための作業記録を合理的な期間保存しつつ(P28)</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>第3部 主体の変更 事前学習済の AI モデルに対する事後学習を行う場合に、学習済 AI モデルを選択する。 当該記載は、AI開発者ではなくAI提供者の役割と思われ、AI提供者のパートに移すことが適当です。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、本編P.14の脚注にてファインチューニングはAI開発者のみならずAI提供者、AI利用者も実施する可能性がある旨を記載しております。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 D-3)i. データに含まれるバイアスへの配慮 原案の記載振りはどのような措置を意図しているか不明確であり、以下の通り、修正することが適当です。</p> <p>AIモデルからバイアスを完全に排除できないことを踏まえ、AIモデルが代表的なデータセットで学習されAIシステムが不公正なバイアスがないか点検されることを確保する。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】【Google】</p>	<p>ご意見を踏まえ、P.26 D-3)iの説明を以下通り修正いたします。 <u>「AIモデルの学習過程からバイアスを完全に排除できないことを踏まえ、AIモデルが代表的なデータセットで学習され、AIシステムに不公正なバイアスがないか点検されることを確保する」</u></p>
<p>第3部 D-3)i. データに含まれるバイアスへの配慮 AIモデルのアルゴリズム等に含まれるバイアスへの配慮に関して、「バイアスを起こし得る情報を学習データから可能な限り排除することを検討する。」という取組にも言及してはどうか(ただし、バイアスの検証のため、場合によってはセンシティブ情報の収集自体は必要となる場合にも留意が必要である)。</p> <p style="text-align: right;">【AIGA】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 D-2)i. 適切なデータの学習 「学習時のデータについて、適正に収集する」の「適正」という文言が実務においてどのような内容を指すのかイメージがしづらく、例示等の記載を検討いただきたい。 【AIGA】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>第3部 D-2)iii. 適正利用に資する開発 該当する記載:「D-2)iii. 適正利用に資する開発」の後 意見:生成AIのハルシネーションに関する記載がないので、以下を追加する。 D-2 iv)誤情報に関する検討 AI開発者は、モデルのトレーニングや評価の過程でハルシネーションを検出し、抑制するための技術的手段やプロセスを確立する。</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 D-5) ii. 最新動向への留意</p> <p>・資料名:「AI事業者ガイドライン案」本編 章・部:D-5) ii. 最新動向への留意 ページ:p.28 記載:脚注 意見:紹介されているサイト「AIセキュリティ情報発信ポータル」は2022年3月末で更新が止まっており、約2年前の情報を「最新動向」として紹介するのは望ましくない。代わりに、IPAのサイト「AIのためのセキュリティ、セーフティ」(2023年12月20日公開, https://www.ipa.go.jp/digital/ai/security.html)を紹介してはどうか。</p> <p>・資料名:「AI事業者ガイドライン案」別添 章・部:D-5) ii. 最新動向への留意 ページ:p.88 記載:脚注 意見:上記の、本編p.28への指摘と同一。</p> <p>・意見:AI技術は急速に進化しているので、AIシステムに対する攻撃手法だけでなく、特に生成AIにおける新たなリスクや倫理的課題にも留意することが必要である。そこで、以下を追記する:AI技術は急速に進化しているので、特に生成AIにおいては、新たなリスクや倫理的課題にも留意する</p>	<p>ご意見を踏まえ、本編及び別添に以下のサイトへ変更いたします。「<u>AI (Artificial Intelligence)の推進</u>」 https://www.ipa.go.jp/digital/ai/index.html」</p>
<p>第3部 D-10) i. イノベーションの機会創造への貢献</p> <p>別添 3.AI開発者向けD-10) i. イノベーションの機会創造への貢献 著作権法第47条の5を適用して著作物を利用する場合、著作権者の利益を軽微に害することとなる。これは社会権規約第15条1項(c)を制限するものである。 社会権規約第4条より、社会権規約第15条1項(c)を制限できるのは公共の福祉を増進するために絶対に必要な場合に限られる。 よって、著作権法第47条の5を適用して著作物を利用する場合、それによって機会創造されるイノベーションは公共の福祉を増進するイノベーションである必要性があり、間違っても公共の福祉を減退させるイノベーションであってはならない。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第3部 D-6) ii. 関連するステークホルダーへの情報提供 「AI事業者ガイドライン案」本編 /第3部 D-6) ii /p28/D-6) ii. 関連するステークホルダーへの情報提供/これらの記載されている点は有効で有用ですが、現案は安全面に重点が置かれているようです。これらに加えて倫理的な熟慮をする点を記載することを提言します。</p> <p>「AI事業者ガイドライン案」本編 /第3部 D-6) ii/p28/D-6) ii. 関連するステークホルダーへの情報提供/ステークホルダーへの提供する情報について、サービス終了の理由を含めることにもメリットがあり望ましいのではないでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見いただいた倫理的な点を考慮した説明については、7) アカウンタビリティ②「共通の指針」の対応状況の説明部分に含まれるものと整理しております。</p>

【SAS Institute Japan】

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑥本編3部、別添3

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>別添3 具体的な手法としてフェールセーフなどが挙げられているが、ここまでを「様々な状況下で予想される利用条件下でのパフォーマンスだけでなく、予期しない環境での利用にも耐えうる性能」として機能要求がされうる。小規模事業者にとって、必要な機能として開発していくことはとても厳しいため、「警告表示」や「システムの停止」もこの項に追加してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【JDLA】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>別添3 事前学習済の AI モデルに対する事後学習を行う場合に、学習済 AI モデルを適切に選択する。</p> <p>当該記載は、AI開発者ではなくAI提供者の役割と思われ、AI提供者のパートに移すことが適当です。</p> <p style="text-align: right;">【Google】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑦本編4部、別添4

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>記載の具体化を求める意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P-2)i. 人間の生命・身体・財産、精神及び環境に配慮したリスク対策にて、AI技術の急速な進化に伴い、新たに出現するリスクや倫理的課題に対処することが必要なので、以下を追加する: AI技術の急速な進化とそれに伴う新たなリスクや倫理的課題に対応するため、継続的にAIシステムを評価し、必要に応じて更新する ・P-4)i. プライバシー保護のための仕組みや対策の導入、P-5)i. セキュリティ対策のための仕組みの導入の記述に関して、企業においては、プライバシーおよびセキュリティが担保されていることがサービス提供における安心・安全に繋がるものと考える。その観点においては、当該項目について、定量的な指標も交えてより詳細な記述を望む。 ・P-6)ii. 関連するステークホルダーへの情報提供の記述に関して、情報開示や説明責任の水準について別添においても解説がなされているものの、記載がやや抽象的に留まっている印象を受ける。実例を載せるなど、より具体的な記載を望む。 AIのリスクに関する評価書作成およびその公表について、強く求める形で言及するべき。 <p style="text-align: center;">【インターネットクリサーチ】【(一社)新経済連盟】【日本マイクロソフト】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>ポイズニング攻撃についての指摘 「自身の作成した制作物等のデータを生成AIに学習されることを防ぐためにかけられたデータポイズニング（ウォーターマークやNightShade等）」を除去する事は禁止すべき。 著作権者が学習データとして公開していない著作物に施した学習を阻害するプロテクトや、生成AIを利用して改変されることを阻止するプロテクトも含まれるのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

⑦本編4部、別添4

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>データの対象の明確化 第4部「AI提供者に関する事項」の「提供時点でのデータの正確性...を担保する」ということが何を意味するのか明確ではない(P2ii)。「データ」がどのデータを参照しているかが不明瞭なため、明確にすべき。データそのものよりも、システムが公正・安全に機能しているかの評価に重点を移すべき。</p> <p style="text-align: right;">【日本マイクロソフト】</p>	<p>ご意見を踏まえ、本編p31の「<u>提供時点でAIシステム・サービスの正確性・必要な場合には学習データの最新性</u>」と修正いたします。</p>
<p>P.33 P-5)ii. 脆弱性への対応の記載にて、脆弱性を完全に解消することは困難であることから、以下のとおり修正することが適当。 「また、脆弱性に対応することを検討する。」</p> <p style="text-align: right;">【Google】</p>	<p>ご意見を踏まえ、「<u>脆弱性に対応することを</u>」と修正いたします。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑦本編4部、別添4

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
P.33 AIシステム・サービス提供後P-2)ii. 適正利用に資する提供P-4)ii. プライバシーにて、侵害への対策システム納入後に定期的に情報入手が必要となるが、利用者が実施する内容が利用者にとっての秘密事項の場合もあり、そうした場合には提供者が検証するための情報を入手することは困難となる。利用者から要請があった場合など何らかの限定が必要と考える。 【三菱電機】	ご意見を踏まえ、「 <u>侵害を認識した場合等は適切に対処するとともに、再発の防止を検討する</u> 」と修正いたします。

⑧本編5部、別添5

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>ソフトローとしての表現への修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p35U-6)i.「周知」ではなく、P17の「6.透明性」に記載の「合理的な範囲で情報を提供することが重要」という記載が適切と考える。 ・以下の文言への修正が適当。◆ 利用するAIシステム・サービスの性質に応じて、関連するステークホルダーからの問合せに対応する窓口を合理的な範囲で設置し、AI提供者とも連携の上説明や要望の受付を行う。(「7)アカウンタビリティ」) ・本編5部の「そして、出力結果を事業判断に活用した際は、その結果を関連するステークホルダーに周知する」の記述を削除するのが適切と考える <p style="text-align: right;">【Google】【JEITA】【(一社)日本経済団体連合会】</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U-6)i説明末尾:「合理的な範囲で情報を提供する」 ・U-7)i説明文該当箇所:「関連するステークホルダーからの問合せに対応する窓口を合理的な範囲で設置し」
<p>記載の具体化を求める意見</p> <p>センシティブ情報たり得る情報の具体例(例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」における「要配慮個人情報」に関する記載が定めるような詳細度)が今後明示されることが望ましい。</p> <p>プライバシー侵害時に講ずるべき措置の事前整理及び実施に関し、該当する記載に「留意の上措置を検討する。」とあるが、何に対して留意すべきか不明確である。また、どのような措置があり得るのか具体例が記載されることが望ましい。</p> <p>個人情報を含むプロンプトの入力について、該当する記載に、個人のプライバシーを尊重すべき旨の記載があるが、抽象的な記載にとどまっており、具体的なケースを想定した記載がなされることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑧本編5部、別添5

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>不適切な入力</p> <ul style="list-style-type: none">・本ガイドラインが様々な事業活動においてAIを活用する全ての者を対象としたガイドラインであることに鑑みると、本編5部、別添5の利用者の観点においては、情報流出等のセキュリティ等の観点から、機密情報等の不適切な入力への対策についても触れるべきではないか。・昨今の生成AIに関するリスクへの関心の高まり等に鑑みると、プロンプトへの入力データの学習活用有無(オプトイン・オプトアウト等)や、データの学習範囲の開示など、より具体的な内容を例示として記載してもよいのではないか。 <p style="text-align: right;">【(一社)新経済連盟】</p>	本編5部にて、☆AIシステム・サービスに機密情報等を不適切に入力することがないよう注意を払う(「5)セキュリティ確保」)を追記いたします。なお、別添1「AIによるリスク」にて機密情報の流出について記載しております。
P.35 U-2)i.安全を考慮した適正利用にて、正確性は厳密には最新性に含まれると考えられるので、「正確・」は不要と考える。 【三菱電機】	最新性については「必要な場合」と記載しており、新旧問わずデータの正確性は求められるとし、「正確性・」と修正します。
P.36 U-7)i.「提供先」はデータ提供者か、AI提供者か、その両者かが不明瞭なため、明確化を希望する。 【三菱電機】	ご意見として承ります。対象を明確化するため、「データの提供元となる関連するステークホルダー」と修正いたします。

⑧本編5部、別添5

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>第三者評価を含む利用上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、ますます推進されていくAIの利用方法は、提供者も利用者も想像、理解できなかつた様な使い方が出てくると考えられ、「AI提供者が想定した範囲内での利用」と考えた場合、AI利用によって期待される飛躍的な発展や、改革を制限されてしまうことが懸念される。同時にこの項で記載されているように、リスクが大きいことも考えられるため、それが安全な使い方であるのかどうか、第三者的に見極めるような機関やプロセスの確立が必要と考える。 ・AIを、より発展的に活用するために、「AI提供者が設計において想定した範囲内」部分については、その定義をより明確にする、あるいは「想定した範囲」を超えてしまった場合の対応方法として、前記した第三者的に見極める機関やプロセスの確立、これらの点については、さらなる検討が必要と考える。 ・本GLにAIの開発者・提供者・利用者だけでなく、第三者的な視点からAIを評価する者についての留意点についても盛り込むことが望ましい。 ・利用者が「設計において想定した範囲」を直接把握することは困難です。「AI提供者が定めた利用上の留意点を遵守して」の記載のみとすることが望ましいと考えます 【AIGA】【インター・テックリサーチ】【三菱電機】【WOWOW】 	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>本編P.5にて「環境変化等の情報をAI提供者と共有し正常稼働を継続」とあるが、後半のAI提供者側に関する事項には環境に関する記載があるものの、AI利用者に関する事項にはあまり触れられていない。AI利用者側から環境変化等の情報を提供者へ伝達するケースはどのようなものがあるか。また、そのような点がある場合はAI利用者に関する事項に記載したほうが良いと考える。</p> <p>加えて、AI開発者およびAI提供者とAI利用者、それぞれのコミュニケーションにおいて項目の一覧化、図示化、体系化しておくことで役割のさらなる具体化やAIシステムおよびAIサービスの改善サイクルにつながると考える。</p>	<p>ご意見として承ります。別添5 U-2)i安全を考慮した適正利用の具体的な手法の「適正な範囲・方法での利用」にてAI提供者にインシデント情報のフィードバックをする内容を盛り込んでおり、ご参考にしていただければと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑨ガイドラインその他

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>海外ガイドラインとの整合確保を求める意見 すでに公表されている米国NISTのAIリスクマネジメントガイドラインや、関連する国際標準(ISO 42001 AIマネジメントシステムなど)との整合性を確保したものとすべき。この点、本ガイドライン(案)は、これらの国際的なフレームワークとの関連性が示されておらず、相互運用性が確保されていない。少なくとも上記2つのドキュメントとの対応関係を整理すべきではないか。別添9でこの点を扱う予定と想定する。 本GLが海外の法規制やガイドライン類との程度整合しているのか、またもし完全に整合していない場合、どのような差分があるかが明示されると、事業者としての活用余地が広がると考える。 明確化の一環として、1)高度なAIにのみ適用されること、2)NIST AI RMF、ISO 42001、開発者向けのG7行動規範等の国際的なベストプラクティスとの整合性と活用について、ガイドラインの関連部分で明確にする必要がある。現在のガイドラインにはAI開発時の著作物の権利に関する具体的な考慮や海外との比較検討が不足している。</p> <p style="text-align: center;">【AIGA】【全米商工会議所】【日本マイクロソフト】【プロトタイプ政策研究所】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。 また、本ガイドラインにおける海外ガイドラインの参照元については別添「9. 海外ガイドライン等の参照先」にまとめております。</p>
<p>チェックリストに対する意見 ・チェックリストはプロセスごとの項目数が少なくなるよう作成されることを希望する。 ・今後整備・公開される予定の「別添7. チェックリスト」は、ガイドライン本体を理解した上で、各事業者がその事業内容や状況に応じたチェックリストを作成の上で活用すべきことを強調するなどの対応を要望する。理由としては、チェックリストは重要事項の確認などに有用である一方で、「その内容のみ対応を進めれば良い」と誤解されてしまう懸念があるため。</p> <p style="text-align: center;">【調和技研】【JEITA】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。別添「7. チェックリスト」を作成しておりますのでご参照ください。</p>

A. ガイドライン案の内容に直接関係するご意見とその考え方

⑨ガイドラインその他

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>全般 例えば、産総研やQA4AIの品質ガイドラインなどの他のガイドラインと本ガイドラインとの対応表を作ったり、AI利用者向けはユースケース別に具体化したガイドラインを整備したりするなど、具体性・網羅性の確保に向けて引き続き検討されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【三菱電機】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>全般 AIガバナンスに係る国際社会の検討状況の把握と、それを踏まえた相互運用性の確保が必要なことは理解していますが、EUのAI規制法案やアメリカの大統領令、中国のAI規制法などの各国のルールと本ガイドラインがどのように相互運用性を確保していくべきのか別途解説していただきたい。また、先日自民党の「AIの進化と実装に関するプロジェクトチーム」から公表された「責任あるAI推進基本法(仮)」と本ガイドラインとの関係性についても説明いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【AICJ】</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

B. A以外で多く寄せられた ご意見とその考え方

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

①規制関係(著作権、知的財産権、違法データ等)

提出された主なご意見	ご意見に 対する考え方
<p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権・著作権法の議論が別途進行している旨を明確化すべき ・著作権等が侵害された場合における罰則を設けるべき ・ガイドラインではなく法律で規制すべき ・現在の記載内容に加えて、事業者が遵守し活用できる既存の法の枠組みから解釈可能な原則論、特に著作権法で規定される権利制限等について一定程度理解し得るよう表現を工夫のうえ言及することを希望する <p style="text-align: right;">【クリエイターとAIの未来を考える会】【(一社)日本知的財産協会】 【(一社)日本民間放送連盟】【プロトタイプ政策研究所】【レゾネイト法律事務所】</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>AIと著作権の関係については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会にて考え方を取りまとめられており、その点を注釈に記載しております。</p>
<p>学習時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断学習を規制すべき ・学習時の著作物に対するライセンスを取得すべき/対価を払うべき ・違法データ(児童ポルノ)等の学習を取り締まるべき ・学習時のソースを明確化すべき ・学習対象とされることに対するオプトアウトの規定を定めるべき <p style="text-align: right;">【クリエイターとAIの未来を考える会】【スピーコム】【(一社)日本美術著作権連合】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、本ガイドラインは前提として法制度に従うものとしているため、違法データ等の学習禁止についてはこちらに含まれるものと整理しております。</p> <p>また、学習時のソースの明確化については、 7) アカウンタビリティ 「①トレーサビリティの向上」関連 [具体的な手法]「データリネージ(来歴メカニズムの構築)」等に含まれるものと整理しております。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

①規制関係(著作権、知的財産権、違法データ等)

提出された主なご意見	ご意見に 対する考え方
<p>開発時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権等を侵害しないよう、出力に制限をかけるべき ・開発時よりデータを遡及できる仕組みを作るべき ・「ディープフェイク」の生成を技術的に防ぐ措置を求めるなど、実効性のある対応が必要 <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>利用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生成AIの利用は全面禁止/ライセンス制にすべき ・AIで生成したものである旨の記載をすべき ・未成年への注意喚起をすべき <p style="text-align: right;">【クリエイターとAIの未来を考える会】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

①規制関係(著作権、知的財産権、違法データ等)

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>海賊版により我が国のコンテンツ産業が受ける被害は甚大で、実効的・強力な対策の推進は急務であり、海賊版サイトに掲載されている海賊版のAI学習用ダウンロードは、海賊版を拡散させる行為にほかならない。現実の海賊版サイトは、人気作のデッドコピーを多数掲載し、提供広告はほぼアダルト系という特徴があり判別は容易。AI事業者が海賊版サイト掲載の海賊版と知り、又は知りえたと認められる相当の理由がある場合、その行為は著作権侵害とされるべき。少なくとも社会的に到底許容されず、そのような行為を行うべきでない旨をAI事業者が遵守すべきガイドライン等として定める必要があると考える。</p> <p>海賊版などの権利侵害複製物により日本のコンテンツ産業が受ける被害は甚大であり、令和5年1年間の漫画海賊版サイトでの被害額は、一般社団法人ABJによると約3818億円にも達している。AIの活用に伴い海賊版による被害が拡大することが懸念される。海賊版だと認識して利用することは、機械学習で認められるべきでない。適正・適切な機械学習の環境実現のため、ガイドラインの策定とAI事業者への周知とともに、法改正等の必要な措置を講じることを強く望む。</p> <p style="text-align: center;">【オンライン海賊版対策に従事している弁護士の会】【クリエイターとAIの未来を考える会】 【(一社)デジタル出版者連盟】【(一社)日本雑誌協会】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>悪意ある個人や団体が生成AIによる成果物を、インターネット上やSNS上などに流布・拡散させて、差別を煽動したり、人間の人格的利益を脅かす言動を規制する対策、そうした行為を起こした際は制裁を加える手立てが必要と考える。現在、和製・日本語に特化した対話型AIが開発され、利用が始まっていると聞いており、採用選考でAIを導入する企業もある。ガイドライン案では、関連するステークホルダーへの情報提供、トレーサビリティの向上等が強調されているが、部落差別問題に関してどのようなデータが用いられているのか、被差別・人権課題のバイアスなど大いに懸念され、当該事業所等に対し情報開示と説明責任を求めることができるよう条件整備を求める。</p> <p>基本理念に賛同する。ただし、欧州連合やアメリカ合衆国の動向から「人間の権利利益」や「多様性社会」に対するリスク対策と被害救済策も強化・充実すべき。</p> <p style="text-align: right;">【部落解放同盟大阪府連合会】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

②普及・促進に関するご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>(ソフトローへの)賛成意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだ黎明期ともいえる現時点で、学習自体に制約を課すことは進歩を著しく疎外すること、諸外国にリードを許すことになります。他方で、広く一般での使用を考えた際、剥き身のAIの持つ万が一のリスクが懸念されるのは妥当とも考えられるため、アウトプットを公衆に公開する段階の手前で、使用者に著作権等違反リスクを警告するような仕組みを開発・搭載するのが良いと考える。(つまりガイドライン的には学習には禁止をしない、従来どおり使用に制約をつける) ・生成AIは最新技術としてその特性や技術動向が日進月歩で変化することから、事業者にとってもサービス・プロダクトへの活用可能性が非常に高い技術であり、過度に法令による規制等が適用されることは生成AIの活用やイノベーションを阻害することになると考えている。そのため、本ガイドラインを非拘束的なソフトローとして策定いただいたことに賛成の意を表す。 ・本ガイドライン案は、様々な事業活動においてAIの開発・提供・利用を担う全ての者を対象としており、比較的規模の小さなAIサービスでも、その目的や性能等次第では、大きな社会的影响を与え得るという、(一部のデジタルプラットフォームサービス等に見られる特性とは明確に異なる)AIの事業及び技術の特性を踏まえたものであり、恣意的に、あるいは不透明な形で適用対象を特定することなく、AIがもたらし得るリスクに対してガバナンスを働かせるというAIガバナンスの基本的な考え方沿うるものであり、賛同する。 ・当該ガイドライン案はAI関連事業者にとって実践的価値が高く大変有用であり、事業者団体の考え方と共通性が高く、大いに賛同する。 ・これまで策定・公表してきたガイドラインを統合して AI ガバナンスの統一的な指針を示し、事業者にも消費者にとっても大変わかりやすいものとなった本ガイドラインに賛同する。 ・AIは極めて技術の動きが早い分野であり、こうした中でハードローのアプローチを導入した場合、AIの開発・提供・利用、イノベーションに向けた取組を萎縮させるおそれがあるため、今後とも、ハードローの導入には慎重なスタンスを探るべき。 <p>【AICJ】【Google】【JaDHA】【ソフトバンク】【(公社)全国消費生活相談員協会】【全米商工会議所】 【JEITA】【日本国際映画著作権協会】【(一社)日本知的財産協会】【日本マイクロソフト】【JDIA】</p>	<p>ご賛同意見として承ります。また、ご意見いただいた点については、今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

②普及・促進に関するご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>理解促進を訴求する賛成意見 「AI事業者」を対象としているので当然ながら、これはAIを利用する実際的な製品・公開に関するガイドラインであり、著作権法30条の4とは扱う範囲を異にしているということも正しく理解されないと軋轢の原因となるかもしれません、篤い理解促進が望まれる。また、一部の方々が生成AIを使った製品やサービスに対し、過剰なまでの攻撃性を持ったクレームを入れて、企業がやむなくサービスを取りやめるという事も多々見られる。このような状況では今後日本の生成AIサービスが育たず、海外のサービスを使うという事になりかねない。 現状、SNSを中心に生成AIに関しての悪感情が多数見られる。これは、一部のユーザーが「生成AIは他人のイラストを無断で盗み、コピーし、著作物を切り張りして新しいイラストを作っている」といった、誤った認識によるデマが拡散された結果と思われる。国からの働きかけとして、まずはそういった誤った情報を正し、生成AIに違法性は無いという事を認知させる必要がある。 SNS等でAIや、AI事業者及び使用者に対する憎悪を煽り、過激な情報発信を行う事でインプレッションを稼ごうとするアカウントが多々見られる。このようなアカウントに扇動されないよう公的機関から注意喚起を行うべき。 </p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご賛同意見として承ります。ガイドラインの普及・促進を検討してまいります。</p>
<p>フェアなガイドラインへの賛成意見 生成AIについて激しい規制意見が予想されるが、自己中心的な感情論に流されないで欲しい。たとえば先日注目を集めた主張記事は手製を僭称する形でDeepL翻訳が用いられていた。絵を特別視しろという意見が上がるには異常で、記事の著者は資料などを購入しただけ利用しているとXで述べているが、発言からpinterstなどを仕事に使っていたことも判明している。周囲では生成AIの利活用も進んでいるものの、公言すると規制派に中傷される有様ですので、公言できずにいる。フェアな推進をお願いしたい。 AIの開発、利用は日本の法律上、原作者にいかなる損害も与えない範囲でなら許されるべきである。 AI悪用への対応等を盛り込んだ新たな法律の検討を含め、AI推進派とAI反対派双方の意見を取り入れた上で考えた方がいい。 </p> <p style="text-align: right;">【日本国際映画著作権協会】 【個人】</p>	<p>ご賛同意見として承ります。まずは本ガイドラインの内容が普及・浸透していくよう取り組んでまいります。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

②普及・促進に関するご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>便益に着目した賛成意見</p> <ul style="list-style-type: none"> AIの学習とその職場での応用に賛同する。例えば、特定のデザイナーのスタイルを模倣する学習データが公開された場合、著作権の観点から問題があると考えるが、ロジスティクスの効率化や医療診断の支援、ロングテールビジネスのようなニッチな領域での活用は、これまで技術的、経済的な制約で不可能だった分野への大きな一歩となり得、AIは多くの人々に利益をもたらすと考える。 生成AIは不本意なアシスタント業に従事するクリエイター志望や、第三者にアシスタント業を委託できないクリエイター志望にとっての選択肢が広げる一助となり、結果として作家の母数が増加し、漫画市場のすそ野が広がり、産業としてより大きくなると予想する。 国産AIの技術開発が進むことで、自社か国内同グループ内にAIの作業を発注できるようになると、外国に漏れることで損害につながる情報や安全保障に問題ある重大な秘密に関する仕事もAIで動かせるようにな、業務自体も早く進められるようになるメリットが考えられる。 	<p>ご賛同意見として承ります。また、ご意見いただいた点については、今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>ガイドラインの普及・促進を求める意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインの指摘するリスクが顕在化するおそれが同様に認められる実態に鑑み、本ガイドラインにおける対象事業者による透明性確保の取組みとは別途の形で、一般消費者等のステークホルダーに対する広報啓発活動を実施することも重要である。 AIの問題で白黒はつきりさせるのは、あまりにもリスクが高すぎる。海外との連携や、技術開発競争そして現在進行形で行われているAI生成を巡る対立においてリスクとなりうる。ガイドラインを普及させ事業者を徐々にAIに慣れさせていくべき。 統一的で一貫したAI政策を実現するためには、本ガイドラインで示された理念等は、単に民間事業者に対する行動規範として機能させるだけでなく、日本政府が行う各種AI関連政策においても反映、維持していくものであることを明記して推進していくべき。 <p>【AICJ】【AIGA】【CBCテレビ】【(一社)新経済連盟】【全米商工会議所】【中部日本放送】【調和技研】 【(一社)日本民間放送連盟】【BSA The Software Alliance】【富士通】【LINEヤフー】【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。まずは本ガイドラインの内容が普及・浸透していくよう取り組んでまいります。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

②普及・促進に関するご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>AI活用の普及・促進に向けた要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作者からの著作権侵害等による情報開示に円滑に応えられるように、AI開発者、AI提供者、AI利用者間の連携が取れるような仕組みがあると良い。 ・イラストレーター、俳優・声優をはじめとするクリエイティブな仕事を生業としている方々の不安の声も大きく、彼らの権利や技術が充分に守られ、安心して活動ができる基盤を整えてもらえるよう望む。 <p>データ提供者とAI事業者との取り交わすデータ解析のための情報提供契約による対価還元を通じて、プラットフォーマーによる市場の非対称性を生じさせることなく、創造のサイクルが促進されるようになることを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況によっては、異なる法域間で異なる規制基準を遵守することは、イノベーションと成長を阻害する可能性がある。AIへの政策アプローチを積極的に検討している国・地域とのAI技術の規制・技術基準に関する継続的な関与と対話を支持する。 ・AI開発者、AI提供者及びAI利用者との十分な意見交換を実施していただき、イノベーションの促進と規制の調和が適切に図されることを希望します。 	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

【(一社)新経済連盟】【新潮社】【Stripe Japan】【全米商工会議所】【ソフトバンク】
【NAFCA】【日本国際映画著作権協会】【日本マイクロソフト】【LINEヤフー】【個人】

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

③その他のご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>(生成)AI反対の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搾取と盗作で成り立っている生成AIが大嫌い。 ・生成AIの利用そのものを支持しません。 ・早く生成AIを規制してほしい。活用は不可能。 ・生成AIは他人の権利を盗む海賊版と同じ。 ・生成AIの使用は絶対にやめてほしい。 ・AI作品を商用利用することに対し断固反対。 ・生成AIは間違った情報をさも正しい情報であるかのように提示し、非常に危険なため、反対する。 ・AI事業者を許したら、あらゆる文化が途絶えるので反対。 ・生成AI自体に不信感しかない。 	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>分野ごとの規制、推進を訴求する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像生成AI、音楽生成AIや文芸作品生成AIもこれらの問題を考慮し、制限が必要。ただし、プログラムのコード生成や特定の事務作業の自動化、筆跡鑑定、手書きの古文書解読など、AIが得意とする分野への導入や活躍は歓迎する。これらは「表現活動の代替品」とは異なり、著作権や著作人格権に抵触せず、むしろ人間が別の仕事に注力できる可能性を提供するため。 ・生活を便利にしたり医療の向上に寄与するといった社会が豊かになる公共サービスは推進してほしい一方でオタク文化に由来する知的財産に関わるAIについては慎重に議論ないし除外する方向でお願いしたい。 ・プログラミングや翻訳、自動運転などのAIと、画像生成AIなどの芸術系のAIで分けて考えるべき。前者は少子化や言語の壁といった日本の問題を解決してくれるので、国を挙げて全力で取り組むべきだが、後者はそれ自体は無くとも生きていける物であり、スポーツ同様、人間が創り人間が消費すべき。そうあることが、人間の幸福に繋がると考える。 	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

③その他のご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>不正利用による被害への懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI生成技術には著作権や倫理・モラル面で課題が多く、悪質なAI使用者による絵柄の盗用やなりすましで筆を折らざるを得ないアーティストが既に何名かでいる。既に出ており、今の日本人に諸問題をクリアしたAI生成技術の使用は不可能。 ・せっかく世界に誇れる日本の強みを、日本自信が潰してしまう可能性の方が高くて勿体ない。 ・イラストや画像の生成AIを中心とした話をすると、アダルトサイト等でAI生成された児童(に見える)コンテンツが販売されていることがある。生成AIが機械学習した内容により生成されているのであればその学習内容の中に違法所持されていた画像などが利用されているのではないか？自身が使う道具がクリーンなものであって欲しいと願うのは衣食住文化においても重要なことで、知らず知らずのうちに犯罪に加担したくない。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>生成AIによる不利益への懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生成AIは、雇用や経済に大きな影響を与える可能性があり、日本でも生成AIによって多くの仕事が代替されることで、リストラや失業が増加し、経済が悪化が懸念される。 ・クリエイターを生成AIに代替すると、企業にとっては一時的なコストダウンになるかもしれないが、新しいクリエイターは育たなくなり、文化は先細りし、クリエイティブ分野での日本の競争力は激減する。一方、諸外国では生成AI規制の動きが強い。クリエイターの海外流出が懸念される。 ・生成AIの早急な導入は、業界内の対立とクリエイターのモチベーションを奪い、我が国の芸術文化の衰退を引き起こしうる。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

③その他のご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>環境への負荷に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会とあるが生成AIは水電力の消費量が半端ではない。利便性を追うよりもまず早急に資源問題を解決すべきだ。特に水は生命線であり、AI開発のせいで市民が水不足で苦しむことはあってはならない。 ・AIを濫用することで電力消費が格段に上がることも分かりつつあり、環境の面からAIを推進することには反対する。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>無断学習を懸念する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イラストや漫画の背景はAIありきだという認識で無断で学習されていることがまかり通っている現状はかなり危険信号の認識が高い。 ・生成AIを使うことで、知的財産を本人から他人が、自国から他国が、事実上盗んで勝手に使っている状況であり、これは深刻な人権侵害であると同時に社会全体の大きな損失である。また、国際的、軍事的なリスクも今後さらに増加することが懸念される。 ・同意を得ずに収集したデータを用いて作り出した生成AIによる生成物を学習データ元とすることを繰り返すことで、直接著作物を学習元としていない体裁にすることで実質的に無制限に著作物の学習が為されることを懸念する。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

③その他のご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>記載内容と実態の矛盾に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・”AIが活用される際の社会的文脈を踏まえ、人間の尊厳と個人の自律を尊重する”とある。現時点では、生成AIの利用によって、ある特定のクリエイターの作風をそっくりそのままコピーして出力することが誰でも可能である。今、生成AIの利用環境では、創作者の尊厳は微塵も重視されていない。悪意を持って利用されることが多く、法整備もされていないため現時点ではクリエイターは泣き寝入りするしかない。 ・「経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」という考え方がわかりにくい。「経済発展と社会的課題の解決を両立する」限りでの「人間中心の社会」というのは、人間が経済発展と社会的課題の解決のために制約を受けると読める。しかし、日本の法構造から個人データ保護を考えると、憲法の中心的価値原理は個人の尊重(13条)であり、これを受けて個人情報保護法3条は基本理念として「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」と規定していると考えられる。これを前提とすると、人間中心の社会こそが最重要であって、「経済発展と社会的課題の解決」は人間中心の社会に資すべき関係になるのではないか。 	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。
<p>高度なAIシステムの事項についての意見</p> <p>高度なAIシステムを取り扱うAI提供者・利用者は「第2部 D. 高度なAIシステムに関する事業者に共通の指針」のI)～XI)を「適切な範囲で遵守すべき」と記載されているが、項目VII)「技術的に可能な場合は、電子透かしやその他の技術等、AI利用者及び業務外利用者が、AIが生成したコンテンツを識別できるようにするための、信頼できるコンテンツ認証及び来歴のメカニズムを開発し、導入する」については、遵守すべきものとして、義務化する必要があると考える。</p>	ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

③その他のご意見

提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
<p>ガイドラインの在り方に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽情報に対する明確な対策方法がない。 ・生成AIによって著作権侵害が発生した場合、「誰」が「どのように責任を負うのか」責任の所在明確するよう徹底してほしい。 ・AI取り扱いにおけるデメリット(名誉棄損、犯罪への利用)が十分に検討・議論されていないように思う。 ・小委員会だけでなく、文化審議会著作権分科会で、パブコメ意見も参考として複数回話し合って欲しい。その議事録は公開し、色々な意見を参照できるようにしてほしい。 ・ガイドラインを読んでいくつか図はあっても文字ばかりで読みにくいと感じた。ネット上で公開するガイドラインは合成音声等での読み上げ形式の動画にしても良いと思った。 ・今後の追加的な取組として、既存のルールの見直しやAI活用の円滑化のための解釈の明確化を検討することが望ましい。 ・例えば、個別の業法がAI活用を想定していない規定となっている場合などについて、適時の見直しの動きを加速させることが重要であり、本GLもそうしたAI活用のさらなる拡大を想定した内容となっていることが期待される。 ・最初は規制を必要以上に厳しくし、海外の動きを見ながら緩めていくことで権利侵害を防ぐべき。 ・中長期的な研究事業や事例蓄積を通じて、バリューチェーン全体でのリスクの評価や低減、トレードオフの解消のための方策等について、ベストプラクティスやステークホルダー間の議論の効果的な枠組みを示すことが望ましい。 ・将来の規制のための目に見える「ロードマップ」を提供することと、レギュレーションを明確にするべき。 ・別途エンドユーザーにおける安心・安全な利活用環境整備のためのガイドライン策定等も検討頂きたい。 ・基本指針から細かい条項分にいたるまで、各レベルで順守を期待する期待感が異なるのであれば、それも示されることが望ましい。 	<p>ご意見として承ります。今後の更新・改訂の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

B. A以外で多く寄せられたご意見とその考え方

③その他のご意見

提出された主なご意見	ご意見に 対する考え方
<p>文章校正に関する意見</p> <p>1.法文、公用文、JIS等では、「又は」「若しくは」「及び」「並びに」の使い方が厳格にルール化されている。Orで1階層の場合は、「若しくは」ではなく「又は」を使う。下記の文は「もしくは」を「又は」または「または」に変更したほうがよい。</p> <p>例)</p> <p>(1) P3 はじめに「～、同様にAI活用自体、もしくはAI活用によって得られる便益を阻害してしまう可能性がある。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、表記を修正いたします。</p> <p>【個人】</p>